

(4) 檢察側はその旨證し、三流に於て、私か昭和十二年十二月十一日よ  
 り昭和十三年の二月七日に至る間の南京惨虐事件に何等言及してゐないこ  
 と。  
 (日本速記録より抜萃)「世界の眞実を彼や内閣に分らなかつた筈はありま  
 せん。」そして「彼等(木戸)はこの惨虐の騒動の起りには責任がなかつ  
 たかも知れませんが、これが引續いたことに対しては確かに責めを免れませ  
 ん。」と述べられてゐます。言葉を決へて云へば、私かその事柄を承知し  
 てゐると云ふ誤つた前提に基いて誤つた責任の結論をして居るのでありま  
 す。私か南京惨虐事件を初めて耳に致しましたのは終戦後でありました。  
 私は昭和十六年に陸軍將校として支那へ行きました。翌年の時、武蔵に昭和十  
 年八月終戦後に出征後初めて留りました。彼は昭和十二年から十三年まで  
 は支那に居りませんでしたか。彼が南京の事に関して傳聞した所を私に話し  
 てくれた最初の人であります。私か當時その事を聞いたのでありました。な  
 らば、それは内閣の責任事項ではありませんか。私は何かしようとしたに  
 違ひありません。  
 (5) 昭和十三年三月には大内教授(同氏は本法廷で證言したとかありま  
 す)及び他の教授連を裁判せよとの輿論がありました。大内一派は二月に  
 逮捕され、共産運動の嫌疑で裁判に附せられようとして居たのでした。それ

にも拘らず、私はその事件を大学の他の三教授と討議しまして。大内及び他の教授を罷免することを主張したのであります。私の日記には次の様  
書いてあります

昭和十三年三月二十九日

火 晴

午前八時半、穂積、田中、高不三教授來訪。大内教授問題大學齋正問題等ニツキ懇談ス。二時伊東、山川、菊地ノ三君ト大學ノ問題ニツキ協議ス。

(五) 文部大臣在任中、私は自分の職責をより良く果し得るようにするため、文教に關する批判を求め、且つ之を發したのであります。私の日記には次のように記してあります。

昭和十三年四月二十八日

木 晴

午後二時教育評論家ヲ中央亭ニ招キ茶ノ會ヲ催ス。席上各方面ノ意見ヲ總ク。

(九) 檢察側法廷證二六六は「日本精神」なる題目で昭和十三年三、四月號の「東京カゼット」に掲載された四頁中の二頁であります。私はこの記事は私か書いたのではありません。編輯もしませんし、出版も致しません。私は本法廷に於て始めて之を見ました。これは文部省の國策文書ではないのであります。その説明は簡單でありまして、たゞに文部省のみならず、

他省に於きましても、各局の無数の人々か、内閣情報局で編輯する週刊雜誌「週報」の爲に記事を書くことか慣例になつておりました。この週刊物は日本語で書かれておます。政府の各省側では、文書課長や情報係は、内閣情報局よりの要請に應じて原稿を蒐集し、それを當該各省の次官の承認を得て内閣情報局へ送致したものであります。夫れ故に、週報への寄稿は全部が各省次官の管理するところでありまして、次官の取計ひで決定されたものであります。

「日本精神の昇揚」と云ふ記事は、昭和十三年二月九日に週報第六十九號上で發表されておます。私はこれを書きませんし、編輯もしませんし、出版もしませんし、またこの記事の印刷を承認もしません。のみならず私はそれを最近迄見なかつたのであります。萬一承認を得ているものとすれば、その承認はその當時の文部次官伊藤延吉か與へたものでありませうか。この人は今は死亡して居ります。誰か週報にこの記事を書きましたかを私は悉めて探し求めましたか判りません。此の記事が週報に發表されました當時私は全く知らず、極く最近調べて初めて知りました。その頃の慣行に従つて、内閣情報局かその記事を「東京ガゼット」誌へ翻譯及び英文出版用に提供したのであります。一「東京ガゼット」誌上に出ました記事（檢察側法廷證二六六）が當法廷に提出される迄私は讀みも見もしませ

んでしたか。第四項に於ける左の如き一節を省略してある外は、始め昭和十三年二月九日に通報上に掲載された記事の正確なる翻譯文であります。『抑々此度の事變ハ從來屢々ソノ意義、目的ニツイテ述ベラレタ如ク帝國ノ行動ハ何等ノ侵略ヲモ、何等ノ征服ヲモ企圖スルモノテハナイ。』

若し、當裁判所が之を重大視して居られまするならば、私は喜んで昭和十三年二月九日の通報を提出します。私はこの記事を書きませんでしたか。檢察側が印刷しなかつた後半部は讀まないことに致します。檢察側が番號〇〇三號の四六―四七頁に、私かこれを書き且つ承認したと云ふ嫌疑に基いて、この歴史論的記述を重大視しやうと努めて居ることを序に申上げて置きます。

(九) 私が支那事變の解決を熱望してゐました證據として私は更に遠記録一六二―二四頁で訂正済の檢察則法廷證二二一六、即ち昭和十三年五月十九日の私の日記を引證致します。

本庄大將は坂垣、石原其の他と同じく、支那事變は出来るだけ速かに解決すべきであるとの意見でありました。此の法廷證は、本庄が私に、蔣介石と交渉しない日本政府は宜しくない事、及び最初の好機會を捕へて政策を一變すべきであると云ふ意味を語つたことを證明してゐます。石原少將が一月二十日に近衛公に話しました意見を聞きましたので、私も、また

意を表し、法廷證に明かなる如くに、そのやうに努力せんことを約しました。私達は、昭和十三年一月十四日に蔣介石との和平交渉を打切つたことは不用意である事を悟り初めました。これか、「蔣政権ヲ對手トセズト云フ聲明ハ豫メ相當考慮シテ打開ノ途ヲ講ジ置カル、ノ要アルベシ。」と云ふ私の日記中の記述の奥に在つた私の考へであります。檢察側法廷證二二六一（第二項最後の文）に「<sup>い</sup>けるこの一文の翻譯と言語部での訂正とは十分に正確ではありません。」

●、首相の心境は甚だしく亂れてゐた様子でありまして、その爲めに、學悲かそのまゝ、推移したならば、首相の地位に止まることは困難視されました。關西地方の旅行からの歸途、近衛首相は私を昭和十三年五月十一日午後九時過に訪問せられ、私に次のやうな事を語られました。

「旅行中、私は種々考へたか、然し、徐州作戦を契機に一段階に入らねばならぬ。その爲めには内閣の強化が必要であるが、内閣の改造は甚だ難物である。それ故私は内閣總辭職を斷行して適當な者が後繼内閣を造り得るやうにするか、若しくは、私に再降下がある場合には陣容を建て直して与めるか、の二者の一を考へてゐる。充分の御考慮を御願ひする。」

(四)、私は大体に於て首相の此の考へ方に賛意を表しました。學悲がその儘に推移するのにかせれば、支那事變の解決は困難でありました。然らば

如何に轉換すべきであるか。一定の計畫を倒てる段になると、それは容易の業ではありません。假りに内閣が總辭職致しなくても、適當な人物が陸軍と外務との兩大臣に任命されるのでなくては、支那争變の解決は後繼内閣にとり不可能でありませう。實際のところ首相は杉山陸相には不満であり、この人には充分接觸することの不可能なることを識り、陸軍部内でもまた陸相に不満を感じておりました。然し誰を後任に擲す可きかに就ては意見が容易に變りませんでした。而して、議會開會中にもこれ以上蔣介石を相手とせず、との政府代表の聲明に關聯して様々の批難が廣田外相に向けられたのでありました。有識者は、この聲明が支那争變解決のために賢明であるや否やに付甚だ疑問でありました。これを知つて私は、後繼外相の選擧は容易ならざる不問題であると思ひました。この見方から考へて見ますと、近衛内閣の退却は支那争變には計り知れぬ影響を及ぼすものであります。近衛内閣は支那争變處理に失敗したために辭職したといふ結論を生ずるにちかいかいと思ひました。これは争變の解決に困難を倍加する虞があり、又之等諸問題が未解決のまま、政變を生じたとするのは、後繼内閣は殆んど何等の成果を収め得ない地位に置かれることになり得ておりました。夫れ故、私はこの問題は甚だ慎重に且つ手除よく處理されなくてはならぬと思ひました。然し、その内に、杉山陸相は徐洲作戦の終結後に辭職し、板

垣中將が後任になるであらうと云ふ争か漏洩しました。それで五月二十二日に、私は近衛公を勧めて、陸相更迭後に、宇垣一成、池田成彬その他の出馬による内閣改造に就て意見の交換を行ひました。これは昭和十三年五月二十二日の私の日記に記述されてゐます。

昭和十三年五月二十二日 日 晴

午前九時秋津ニ近衛公ヲ訪フ。陸相交迭に此際内閣ヲ改造シ、宇垣、池田等ヲ起用スルコトニツキ種々意見ヲ交換シ略々成案ヲ得タリ。

(九) 下記私の日記に誌されてあります通り、私は近衛公の要請によりまして、宇垣大將を任命するため廣田外相と同氏辭任に就てお話致しました。

昭和十三年五月二十三日

(九) 夕方近衛首相ヨリ内閣改造ニツキ廣田外相ニ右ノ趣ヲ傳へ諒解ヲ得ラレタシトノ依頼アリ。依ツテ直ニ面會ヲ求メタルニ、米國大使館ノ晚餐會ニ赴クトノコトニア其歸途十一時頃立寄ラル。ヨツテ首相ノ意圖ヲ話シ外相ノ進退ニツキ考慮ヲ求メタルニ、廣田外相ハ極メテ淡泊ニ自分ハ元來此ノ内閣ニ入りタルハ近衛公ヲ助クル爲メ元老ノ御口添等モアリ御引受シタル次第ナレバ、自分カ勇退スルコトガ公ノ爲メニ御都合ガヨケレバ何時ニテモ退クベシト心情ヲ語リ應諾セラレ余モ亦大ニ安心シタリ。陸相は内閣改造には反対でありましたが、私達は支那事變を極力解決

せんとして居りましたので、近衛公と私とは最善の努力を盡しまして敢然  
 陸軍省に反対致しました。これを遂行するため、私達は實行し得ると思  
 はれる考へを進展せしめました。これは五月二十六日の内閣改造に現はれ  
 まして、宇垣、池田、荒木の諸氏を閣員に添加させまして、それにより内  
 閣の重みと国内勢力とを増進させました。板垣中將はたゞに支那及び支那  
 事情に精通して居られたのみでなく、また、支那人間にも人氣がありまし  
 たので、板垣中將の任命は支那事變を終結する意圖に依るものでありまし  
 たし、又外務大臣に宇垣氏を選びましたのは、蒋介石氏との接觸に便なら  
 しめたいたとの目的でありました。此の日即ち昭和十三年五月二十六日を以  
 て、私は文部大臣を辭めたのであります。私の日記昭和十三年五月二十六  
 日には私達の努力を次の如く記述してあります。

昭和十三年五月二十六日 木 晴

内閣改造ニツキ風見官長ヨリ電話ニテ宇垣氏陸相交送迄延期ノ論ホリト  
 ノコトナリ。依ツテ是非共本日中ニ完成セサルベカラサル旨ヲ述ブ。  
 十一時頃首相ヨリ來邸ヲ求ムル旨電話アリ。直ニ首相官邸ニ赴ク。先ツ  
 風見君ニ習フ。宇垣氏ハ過去ノ自己ノ經驗ヨリシテ陸相交送ノ案ニ不安  
 ヲ有セルモノノ如シ。況レドモ此ノ改造案ハ昨夜來既ニ世間ニ漏レ居ル  
 ノミナラズ、此案ニ反對セルハ主トシテ陸軍省ノ一角ナリ。故ニ若シ此



期ニ及ンテ躊躇セバ改道ハ困難トナルノミナラズ、陸相ニ板垣起用ノコ  
 トスラ或ハ破ル、ノ虞アリ。又一面若シ魚部ニ反對ノ空氣相當強キモノ  
 アリトセバ尙更今同ノ改道ヲ陸軍ノ異動ト切離シ置クノ要アリ。尙陸軍  
 ノ反對ニテ改道ガ頓座スルガ如キコトアラシカ、或ハ財界ニ面白カラサ  
 ル影響ヲ與フルノ虞ナキニシモアラズ。是等ノ點ヲ考へ余ハ首相ニ即時  
 断行ヲ強ク進言シ、他面池田成彬氏ト面會シ右ノ見解ヲ述べ。若シ改道  
 ノ成ラサル場合ニハ近衛公トシテ陛下ニ對シ奉リ誠ニ申辯ナキ次第ナレ  
 バ假令一ヶ月ニテモ直シキヲ以テ此儘繼續シ後圖ヲ策スルノ要アリ。故  
 ニ若シ宇垣氏ニシテ肯セズンバ不待止、外相ハ首相兼攝トシ大藏、商工  
 ニ池田氏ヲ充テ是非共本日中ニ完了スルノ要アル旨ヲ力説ス。  
 尙原田君ニ電話ニテ形勢ヲ傳へ盡力方ヲ依頼ス。又賀屋君ヨリ電話アリ、  
 之ニモ事情ヲ語ン盡力方ヲ願ム。其ノ結果結城氏、山下龜三郎氏等ヨリ  
 極力勸説スルトコロアリ。宇垣氏モ初志ヲ翻シ直ニ應諾シ來リ爰ニ四時  
 ニ至リ改道ノ案ノ全ク成ルニ至ル。此間五時間。余ハ首相ト共ニ總理ノ  
 室ニ在リテ種々喜ぶ。近衛公ハ筆ヲ執ツテ電報ヲ送ラル。愈々宇垣氏隱  
 諾スルノ報ヲ得テ一氣ニ筆ヲ揮ハレタルモノ漢詩二夜ヲ讀受ク。誠ニ好  
 箇ノ記念ナリ。

首相ハ五時過參内内乘セラレ七時親任式ヲ舉行アラセラル。宇垣氏外務

Def Doo # 2502

大臣ニ・池田氏大藏大臣兼商工大臣ニ荒木氏文部大臣ニ各親任セラレ、  
余ハ免本官專任厚生大臣ノ辭令ヲ受ク

(九七)

上流ノ經過ヲ辿リ内閣ガ改造サレタノデ私ハ近衛公ノ提案ニ依リ六月十八日板垣陸相ト會食シマシタソノ時私ハ彼ト近衛公ノ氣持ヤ出來得ル限り早期ニ支那事務ヲ終結シタイ事ヤ尙ソレ以外ニオ互ヒノ見解ニ關シ政府ニ依ル對策ニ就イテ腹藏ナキ意見ノ交換ヲ行ヒマシタ

陸相ノ真意ヲ知り私ハ安心シマシタ。此ノコトハ昭和十三年六月十八日ノ私ノ日記ニ記セラレテアリマス

昭和十三年六月十八日

午後六時板垣陸相來邸。夕食ヲ共ニシ十時過迄政局、政局、將來ノ見通等ニツキ隔意ナク意見ヲ交換ス。共ニ對ヲ得ル人物ナリ。大ニ意ヲ釋フス

(九八)

昭和十三年七月二十三日私ハ近衛公ト長時間ニ亙ツテ會談シマシタソシテ私ハ支那事務終結ノ必要ヲ強調シマシタ。私達ハ年末迄ニ支那事務ヲ完結スベキデアルトイフ事ニ意見ガ一致シマシタ。昭和十三年七月二十三日ノ私ノ日記ハ次ノ如ク記ベテキマス

昭和十三年七月二十三日

十一時五十九分區井澤ニ着。直チニ近衛公邸ニ入り會食ヲ共ニシ三

111

時頃迄發局ノ見送シ、五相會議ノ議決等ニツキ意見ヲ交換ス。年末迄ニ何トカ同ヲナスノ要アリトノ見解ハ全然一致セリ。私ハ右ニ述ベタ五相會議ノ會議員デハアリマセンデシタ

併シ一方情勢ハ豫期サレタニ進ミマセンデシタ

其ノ上一連ノ新問題ガ次カラ次ヘト急遽ニ引續イテ突發シ人々ニ日本ノ前途ハ平易ナ道デハナイダラウトイフ感ヲ抱カセマシタ

例ヘバ昭和十三年七月二十日ソヴィエツト軍ガ開境ヲ越エテ滿洲國領ニ侵入シ張敬峯事件ガ勃發シマシタ。ソレニ直グ引續キソヴィエツト飛行機ノ朝鮮領侵入及ビ朝鮮ノ各所ヘノ爆撃ガアリマシタ。日本トソヴィエツト連邦トノ情勢ハ非常ニ接近シテ來マシタ。近衛首相ハソノ情勢ニ深ク心痛メラレ私ノ意見ヲ求メマシタ。依ツテソノ時私ハ張敬峯事件ハ忍耐シテ平和裡ニ解決サルベキデアルト主張シマシタ。勿論私ハ此ノ事變ノ端緒ニハ關係アリマセンデシタ

昭和十三年八月二日ノ閣議ニ於テ昭和十三年八月二日ノ日記ニ記サレテアル通り或ル方針ガ採決サレマシタ

昭和十三年八月二日 火 日記

十時閣議ニ出席。張敬峯事件昨日來ノ朝鮮内ソ動機等ニツキ閣相、外相ヨリ情報告ヲ領取シ對策ヲ協議シ、一應左ノ如ク決定ス

一日ソ開戦ヲ避クルハ本事件ハ不備大ノ方針ヲ執ル  
一、外交々渉ニ涉シ其ノ進行ノ次第ニヨリテハ強硬トシテ線ヨリ撤退スル

モ差支ナシ

此等方針ニ従ツテ外交交渉ガ行ハレ、ソノ結果トシテ事件ハ何ラ重大  
ナ局面ヲ引キ起ス事ナク平和ニ解決サレマシタ

張敬奎事件ニ私ガ責任アルトイフ文書第三號。四十七頁ノ檢察例ノ主  
張ハ全ク無根ノ事實デアリマス

121

此ノ實ドイツガ防共協定ヲ強化スル爲軍事同盟ヲ締結セントシテ日本  
ニ對シテ重大ナ提議ヲ申出デマシタ。八月九日私ガソノ事ヲ近衛首相  
カラ聞イタ時私ハ重大ナ困難ダト恐ヒマシタ。私ハソノ提議ノドンナ  
草案ヲモ見セラレマセンデシタノデ全ク意見ヲ述ベマセンデシタ。ソ  
ノ事ハ昭和十三年八月九日ノ日記即チ論案御法廷證據二二六二號ヲ引

ニ六六六

證スルコトニ依ツテ證明サレ得マス  
私ハ如何ナル方針デモソレガ又該事變ノ最中ニ刺戟シ日本ニ對シテ強  
硬心ヲ抱カセル事ナモノハ豈モ慎重ニ考慮サルベキデアルト信ジテキ  
マシタソシテソノ事ヲ近衛首相ニ話シ彼ノ注意ヲ引キマシタ  
私ニ贊同シ乍ラモ首相ハ非常ニ遺憾サレマシタ

103

私ハ海軍ガドイツトノ軍事同盟締結ニ反對シテ居ツタ事ヲ知ツテ居リ  
マシタノデ首相ニ對シ海軍ヲシテ充分ニソノ所信ヲ述ベサセ且ツ隔意  
ナクソノ問題ヲ討議サセルベキ必要ヲ強調シタノデアリマス

周知ノ如ク政治情勢ハ次第ニ複雑ニナツテ來マシタソレ故私ハ必要ナ  
場合ニハ思ヒ切ツタ方針轉換ヲ實施スル必要ガアルドラウト思ヒマシ  
タ。昔シ日本ガ支那事變ヲソノママニシテ置イテ一層ドイツニ接近ス  
ルト云フ事ニハ猶討議ノ余地ガ多クアリマシタ故若シ種々ノ事情ガ許  
サレルナラバ米英トノ關係ヲ清算シテ再接近スル機乘リ換ヘル事ガ必  
要デアルト考ヘマシタ

更ニ私ハ支那事變ノ解決ニ反對シテ居タ右翼主義者、極端論者及ビ陸  
軍將校達ノ或ル國體ガ善シ支那ト平和ガ齎ラサレタ場合ニハ國內テ騒  
動ヲ起シハシナイカト心思シマシタ。私ハ此等ノ分子ヲ抑制スル爲ニ  
國防策ヲトル必要ガアルト考ヘマシタソレ故八月二十三日ニ近衛首相  
ト會見シマシタ。昭和十三年八月二十三日ノ私ノ日記ハ此ノ會見ニ就  
テ述ベテキマス。私ハ次ノ如ク首相ニ意見ヲ述ベマシタ

昭和十三年八月二十三日

首相ニ、首相渡京云々ノ件一應見合スルノ要アル旨、政界ノ動向ニ就  
キ近衛内閣ハ所謂右翼ヲ甘カストノ評ヲ聽クニ、内外ノ情勢、殊ニ所

願イ、ンテリノ勢力的存在ニ益ミ、安全辨ヲ若干開キ置クノ要ハアルモ  
 急々同策決定シ百八十度ノ轉回ヲナスノ必要ヲ生ジタル點ニハ、斷乎  
 タル處境ニ出ルノ要アリ其ノ爲ニハ、長年共内務、殊ニ警保局長、警  
 視總監ヲ手足ノ如ク働カシ得ル豫算メ各派ノ處置ヲ講ジ置クノ必要ア  
 ル旨ヲ強ク進言シ、考慮ヲ求ム。其ノ際首相ヨリ、富田警保局長最近  
 來訪、緊迫ノ情勢ヲ語り、首相ノ勇退ヲ希望シ居リタリトノコトナリ  
 シヲ以テ、今日如斯コトヲ考フルハ陛下ニ對シ奉リテモ誠ニ申譯ナキ  
 次第ニテ、若シ萬一ノコトアル場合ニハ最善ヲ努メテ死スルニ若カズ  
 ト力説ス。首相モ同意見ニテ強キ決意ヲ看取シ得大ニ安心セリ。  
 風見書記官長ニモ略同様ノ意見ヲ述べ、内務方面態度確立ノ要ヲ力説

ス

1919

私ハ此ノ時厚生大臣デアリマシタノデ當時ノ内情勢ヲ同想スル事ハ  
 興味アリ且重要ナ事ノ一ツデアリマセウ  
 失業問題ガ主題目トナリマシタ一方中小商工業者ノ困窮状態ハヒドイ  
 モノガアリマシタ。ソレハ平和ト秩序ヲ維持スル爲ニ深ク憂慮スベキ  
 問題デアリマシタ。又支那事變ニ關シテ以後蔣介石ヲ相手トセズトイ  
 フ政府ノ聲明ハ次第ニ批判サレル様ニナリマシタ  
 陸軍參謀本部ノ課ニ於テサヘモ必要ナ場合ニハ蔣介石ト交渉シテデモ

支那事變ヲ終結スベキデアルトイフ意見ガ有力ニナツテ來マシタ  
昭和十三年八月二十六日ノ私ノ日記ニ記サレテアリマス

昭和十三年八月二十六日

金時

午前十時閣議ニ出席。彼行景氣ノ對策ニツキ協議ノ結果、厚生省ガ主  
トナリ陸海兩省ト協議スルコトニ決ス

正午首相ト會食、和平問題ニツキ蔣ヲ對手トセズト云フ點ニツイテモ  
參謀本部ノ一部ニハ場合ニヨリテハ對手トナシテモ編メタシトノ意向  
モアル由ニテ今後ノ見透シ對策ニツキ懇談ス

184

同様ノ意見ガ又右翼陣營ニモ抬頭シタ様ニ見ヘマシタ

之ハ國內ノ困難セル情勢ト相俟ツテ政治力強化ノ爲ニ政黨並ニソノ他  
ノ方面ニ於テ新黨運動發足ニ拍車ヲカケマシタ

昭和十三年九月七日近衛公ハ此ノ問題ヲ討論スル爲私ニ會見ヲ求メマ  
シタ。訂正済デ速記録一六二二七頁ニアル檢察側法廷證第二二六三號  
即昭和十三年九月七日ノ私ノ日記ニハ私ガ近衛公ノ要請ニ依ツテ會見  
シタ事ガ書イテアリマス。近衛公ハ近期ノ如ク實行ガ不能トナツタ種  
々ノ政治問題デ氣ヲ腐ラセテキマシタ。特ニ宇垣派ノ運動ニ關シテハ相  
當不快ナ感情ヲ持タレテキマシタ

近衛公ハ姓格ノ弱サカラ專ビ謙遜シヨウトスル意圖ヲ私ニ述ベラレマ  
シタ。併シ乍ラ私ハ近衛公ヲ措イテ外ニ誰モ多分支那事變ヲ解決シ得



ル者ハナイト信ジマシタノデ私ハ例ヘ彼ガ蔭介石ヲ相手トシナケレバ  
ナラナクモ勇氣ヲ振ヒ起シ斷然支那事變ノ解決ニ邁進スベキデアルトイ  
フ必要性ヲ強調シマシタ

私ノ日記ノ翻譯ハ私ガ彼ニ「前ヘ進メ」ト忠告シタト述ベテキマス。  
此ノ事ハ同公ニ支那事變ヲ解決スル後ニトノ意味デアリマス

宇垣大將ガ外務大臣ノ位ニ任命サレマシタ時ノ反對ニ儘ミマシテ私ハ  
陸軍部内ニ尙相嘗彼ニ對スル反對ガアツタノダト判断シマシタソレ故  
私ハ彼ガ外務大臣トシテ留任シテキル限り近衛ヲ選シテ自分ガ首相ニ  
ナラウトスル彼ノ計畫ガ放棄サレタナラバ彼ニ對スル反對ハソレ程強  
クハナラナイダラウト觀察シマシタ。近衛公ハ依然トシテ一般大衆ニ  
支持サレテキマシタ

昔シ宇垣ガ首相ニナツタナラバ彼ニ就イテ政治的批判ガサレタデアリ  
マセウ。ソシテ日本ニ於ケル種々ノ困難ナ情勢ト變動ニ起因シテキル  
所ノ陸軍部内ニ於ケル反宇垣感情ガ厚ビ勃發シタデアリマセウ

1923

法廷證據第二二六三號又新黨ノ結成ニ就イテ述ベテキマス

新黨結成ノ係分國氣ハ突然醸成サレマシタソレ故内務ハソノ問題ヲ考慮  
スル事ガ必要ニナリマシタ

近衛首相ハ末次内相ニ起案スル様依頼シマシタソレト同時ニ私ハ鹽野法相モ又立案ニ参加スル様ニトノ希望ヲ述べラレマシタ。ソノ結果私ハ末次内相及ビ鹽野法相トソノ問題ヲ討議スル爲九月二十七日ニ會ヒマシタソノ時私ハ内相ガ準備シタ案ニ依レバ新政黨ハ多クノ點ニ於テドイツノナチ黨ヲ基トシテ居ツタ事ヲ知リマシタ。會議ノ頭初カラ末次内相ト私トノ間ニ見解ノ相違ガ展開シマシタ。何故ナラドイツで行ハレテキル様ナ指導制ハ日本ニ於テハ不可能デアルトイフノガ私ノ所信デアリマシタ

内相ト私トノ間ニ熟論ガ交ハサレマシタ。五、六回ノ會議ノ後新黨ノ政綱草案及ビ宣言ハ十月十五日首相ノ許へ提出サレマシタソシテソノ時モウ一ツノ會議ガ召集サレマシタ

近衛首相モ又新政黨ノ政綱草案及ビ宣言ガ指導制ノ域カラ脱シテキナイノヲ懸念サレマシタ。一方政府側デ作りツツアツタ政黨ニ對スル強烈ナ反對ガ内務省案ヲ嗅ギツケタ政界カラ起リマシタソノ結果内務省案ハ取止メニナリマシタ

ソノ代リニ上意下達、下意上達ノ機關トシテノ國民組織ノ運動ヲ考慮スル様決定サレマシタ。十一月十五日私ハ共ニソノ問題ヲ考慮スル爲ニ鹽野法相及ビ末次内相ト會談シマシタ

關係國務大臣ハ會員、ソノ目的ノ爲ニ的確ナ案ヲ述ベル事ニ協力シマシ  
タ、併シ乍ラ如何ナル確定案モ案出サレナイ前ニ内閣ハ總辭職ヲシマシ  
タ

(9) 檢察例法廷證第二二六四即チ昭和十三年十一月二日ノ私ノ日記ニ國際連

盟ノ諸國家ト協力スル事ヲ止メル樞密院ノ決定ガ記サレテアリマス

私ハ樞密院議員デハアリマセンデシタガ檢察例法廷證第二七一號ニ示サ

レテアル通り私ガ内閣ニ居リマシタ時、時折樞密院會議ニ出席シマシタ

此ノ日私ハ會議ニ出席シマシタ、日本ハ數年前ニ國際連盟カラ脱退シテ

居リマシタ。國際連盟ノ諸機關トノ協力放棄ニ關スル問題ハ外務大臣ニ

依ツテ提議サレマシタ

此ノ方策ハ外務省側ノ研究ト討議ニ從ツテ取定メラレマシタソノ結果ト

シテ日本ハ會ツテ協力シテ居ツタソレラノ諸機關トノ間ノ關係ガ國際事

情ノ爲ニ次第ニ非友誼的ニナリマシタノデ多クノ協力ヲ放棄サセルヲ得

マセンデシタ(法廷證第六六號參照)

(10) 政府ハ国内ニ於テハ一般ノ信頼ヲ得ル様ナ政策ヲトル事ニ失敗シマシタ

ソシテ又国外ニ於テハ汪精衛ガ十二月十八日重慶カラ脱出スルダラウト

イフ報告ガ東京ニ達シマシタケレドモ支那事情ヲ早期ニ解決スル見込ハ

アリマセンデシタソレ故近衛公ガ首相トシテ降職シヨウト考ヘタノハ當

然デアリマシタ

(99) ソノ當時日本ニ進行シツツアツタ情勢ヲ概観スルナラバ當時ノ經濟態  
勢ガ分リマス。一方ニ於テハ觀念論的ナ極端ナ日本精神ガ強調サレ、  
他方ニ於テハ共產主義者ノ活動ガ活潑デアリマシタ。非常ニ多クノ帝  
大ノ學生達ガ共產主義者トシテ檢舉サレマシタ

情勢ハソレ自身著シク混亂シテ居リマシタ。

此ノ際ハ教育組織ノ改革ガ第一次近衛内閣ノ政綱ノ項目ノ一ツデアッタトイフ事ヲ説イテキマス。支那事變ハ己ニ一年以上經チマシタ。日本ノ對支對南方輸出貿易ハソレ等ノ地域ニ於イテ日本商品ニ對抗スル支那商人ニ依ツテ投セラレタ。ポイコツトノ爲ニ全ク無力ニサレマシタ。有效ナ打撃デ種々ノ産業及ビ世界ノソノ地域トノ輸出貿易ニ依存シテ居ツタ所ノ中小工業貿易業者ニ與ヘラレマシタ。失業問題ガ現ハレテ來マシタ、ソレ故失業救済委員會ガ厚生省内ニ設立サレマシタ、進行シツ、アル經濟不振ガ共產主義煽動者ニ依ツテ煽動ノ種ニ用ヒラレル事ガ怖ラレマシタ。此ノ事ガ最モ近衛首相ヲ悩マセタ點デアリマシタ。

(5) 此ノ様ナ事情ノ元ニ、日本ハ共產主義者ノ浸透ヲ喰ヒ止メル爲目論マレタ政策ヲ斷手トシテ却下スル様ナ位置ニハ居リマセンデシタ。

併シ近衛公ハ日本ガドイツト協力スル事ニ依ツテ如何ナル影響ガアメリカ、イギリスニ齎ラサレタカニツイテ將來細心ノ研究ヲ日本ハ想起スルニ違ヒナイト考ヘラレマシタノデ公ハ情勢ノ展開スルノヲ凝ツト見守ツテキマシタ。ハ私ハ五相會議ニ參加致シマセンデシタノデ、ソノ評議ニ就イテハ存ジマセンデシタ。

昭和十三年十二月十七日ニ華族會館デ近衛首相ト會ヒマシタ節、同公ハ私ニ防共協定ヲ強化シヨウトシテ駐獨大使大島浩中將等ガ、コレ迄五相會議デ決定サレタ政策トハ全ク相違シテ、英日及ビフランスニ對シテサヘモド不ツト軍事同盟ノ性質ヲ有スル協定ヲ締結スル事ヲ目論ミ己ニ明ラカニドイツ當局ニ對シテソノ旨ヲ提案濟ミナル事ヲ告ゲマシタ。彼ハソノ事ニ就イテ非常ニ懸念シテ居リマシタノデソノ頭初まりカラ餘リ熱心デナカッタ所ノ協定ノ此ノ様ナ擴張ニ對シテハ責任ヲトル事ガ出來ナイカラ、首相トシテ出來ルダケ早ク辭職シ度イト述ベラレマシタ。ソノ同盟ノ進展ニ就イテハ殆ド報告サレテキマセンデシタガ近衛公ハ支那事變ノ解決ノ爲ニハ重責ヲトラントサレツ、モ同公ハ私自身ガ不贊成ノ様ナ協定ノ擴張ニハ卷込マレタクナイト思ツテ尋ラレル事ガ私ニハ良ク理解出來マシタ

昭和十三年十二月十七日ノ近衛公トノ私ノ會話ハ其ノ日記ニ次ノ如ク記サレテアリマス。

昭和十三年十二月十七日(土)

正午華族會館ニテ昼食ス、一時半頃ヨリ四時半頃迄近衛公ト政局内

閣ノ進退等ニツキ協議ス、日獨防共協定強化ニツイテ從來五相會議等ニテ定メタル方針ト異リ英仏ニ對シテモ軍事同盟的ノ協定ヲ爲サントスルノ意向大島駐獨大使方面ニアリ既ニ獨逸當局ニモ申入タルヤノ模様アリトノコトニテ大ニ憂慮セラレ是等ノ事情ヲ綜合スレバ尙一層辭職ヲ決行スルコトノ速ナルヲ要スル旨力説セララル之ヲ取

ブ時期方法等ニツキ話ヲ爲スレ、

(10) 昭和十三年十二月二十六日ノ私ノ日記即チ記録ノ一六二三一頁ニ訂正サレマシタ檢察側法廷證二二六五ニハ私ガ平沼男ト會見シタ時男ハ江兆明ガ重慶カラ脱出シタト報ゼラレタ故近衛内閣ハ繼續スルダラウト思フト語ラレタ會話ガ記録サレテアリマス。檢察側法廷證二二六六即チ、昭和十三年十二月二十九日ノ日記ニ記サレテアリマス通リ鈴木少將ガ近衛公ノ努力ハ支那事變ノ解決ニ必要デアルノデソノ時近衛内閣ノ總辭職ハ實現サルベキハナイトイフ同様ノ意見ヲ述ベル爲ニ私ヲ訪ネマシタ。内閣ノ事變ハ餘リニモ遺憾シテ了ツテキマシタノデ私達ハソノ時何等援助スル事ハ出来マセンデシタ。私ハ意見ヲ述ベナイデ唯彼ノ云フ事ヲ聞クノミデシタ。近衛公邸ニ於ケル會議ニ於テモ同様デアリマシタ事ハ又

檢察側法廷證二二六六ニ記録サレテアリマス、私ハ唯他ノ人々ノ云フ事ヲ  
聞クノミデ私自身ノ意見ハ違ベマセンデシタ。私ハ進行セル會議カラ近衛  
公ヲ辭職カラ思ヒ止マラセル餘地ハナイト感ジマシタ  
(三)カクシテ近衛内閣ハ昭和十四年一月四日總辭職ヲ行ヒ厚生大臣トシテノ  
私ノ職務モ終了致シマシタ。私ハ隱退シ暫ク静觀シタイト思ヒマシタ。  
併シ一月五日平沼男ヨリ組閣本部ヘ招カレマシテ彼ノ内閣ノ内務大臣就任  
ノ申込ミヲ受ケマシタソノ時男ハ殆ド私ガ内務大臣トシテ任命サレルトイ  
フ條件ノ下ニ次期内閣組織ノ大命ヲ御受ケシタノデアラカラ此ノ事ハ既定  
事實デアルト述ベマシタ。男ハ更ニソノ事ニ就イテハ近衛公トモ充分討議  
シタト云ヒ加ヘマシタ併シ私ハ暫クノ間休養ヲシタイト思ヒマシタノデソ  
ノ提案ヲ謝絶シマシタ。併シ平沼男ハ上述ノ理由ノ爲私ガソレヲ御引受ケ  
スル事ヲ極力主張サレマシタ。私ハ末次内相ノ指導ノ下ニ内務省部内ニ親  
會的の草新論ガ牢固タル勢力ヲ占メテキルノヲ知ツテ居マシタノデ内務省  
内ノ難問タル政治問題ニ關シテハ私ニ自由ナ手段ガ與ヘラレル様要請シマ  
シタ、私ハ此ノ私ノ條件ガ容認セラレマシタ時ソノ申込ヲ受諾シマシタ。



此ノ事ハ檢察側法廷證二二六七即チ言語部ニ依ツテ訂正濟ノ昭和十四年一月五日ノ私ノ日記ニ述ベテアリマス  
 此ノ證據書類ノ中ニ引證サレテアル政治問題ノ一ツハ次ニ述ベル様ナモノデアリマシタ  
 前内務大臣ハフアシスト信奉者トシテ日際的ニ評判ノ末次大將デアリマシタ。ソレ故勿論フアシズムニ充満セル愛國氣ガ内務省官僚ノ間ニ漲ツテ居リマシタ。ソシテ平沼内閣ガ組織サレタ時、煩雜ナ懸案ガ退任スル内務大臣末次大將ニヨリ内務省ニ、彼ノ指導ノ下ニ起案サレタ町村制改正法案トイフ形ノマ、デ殘サレマシタ。法案ノ狙ヒハ立法或ハ評議機關ヲ弱化シテ執行機關ノ權力ヲ擴張シ地方行政ヲフアシスト化スル事デアリマシタ。町村制改正法案ヲ議會ヘ提出スル爲、内務官吏ニ依ツテ準備ハ完成サレテアリマシタ、併シ私ハ新内務大臣トシテ此ノ様ナフアシスト法案ヲ議會ヘ提出セザル様決定シマシタ。  
 私ハ二月十七日ニ閣議ヲ開ク機要請シマシタ。ソシテソノ時問題ノ法案ヲ議會ヘ提出スル事ヲ捺控ヘルベク決定シタ旨ヲ閣議ニ提案シマシタ、閣議ハ私ノ決定ヲ是認シマシタ。ソシテ議會方面ト内務次官ヲ及ビ關係内務官吏ニ同日ソノ趣旨ヲ傳ヘマシタ。此ノ事ハ以下讀ム昭和十四年二

月十七日ノ私ノ日記ノ抜萃ニヨリ確證サレマス。

昭和十四年二月十七日 金 晴

午前九時廣瀨厚相來訪。町村制改正見合セノ方針ヲ決定スルコトニツキ打會ス。

十時閣議ニ出席

正午閣議ノ閉會ヲ求メ町村制改正案ノ提否ニツキ其後ノ經過見透ヲ報告シ、決定ヲ求ム。其ノ結果之ガ取扱ヒニツイテハ首相ト余ニ一任セララルコトトナレリ。依ツテ閣議後首相ト相談ノ結果、町村制ノ改正ニツイテハ現内閣ハ市制、府縣制等ノ地方ノ自治制ノ全體ヲ研究スルノ必要ヲ認メ、町村制ノミノ改正案ハ本議會ニ提出セサルコトニ決定ス

三時院內ニ於テ漢那、中井、館、坂ノ諸君ヲ招キ右ノ趣ヲ傳達ス

五時官合ニ歸リ次官、地方局長、行政課長ニ右ノ趣ヲ更ニ傳フ

ソレ故ソノ法案ハ消滅シマシタ

(二) 平沼内閣ハ近衛公ヲ無任所大臣ニ任命スル事ニ依ツテノ近衛内閣トノ間ニ支那事變取扱ヒニ關係シタ政策ノアル事ヲ示シマシタ。

平沼内閣ノ直面シタ最モ重大ナ政治問題ハドイツトノ同盟ノ問題デアリマシタ。ソレハ陸軍ガ最モ熱心ニドイツトノ同盟締結ヲ主張シテ居ツタ。近衛内閣ノ末期ノ方向ヘ進メラレマシタ。近衛内閣ハ如何ナル結論モ得ズニソノ同盟ヲ平沼内閣ニ移管シマシタ。平沼内閣ハソノ同盟ヲ所謂五相會議ヘシカケマシタ、然シ乍ラ五相會議ハ七十回モ開カレマシタガ立案サレドイットノ同盟ニ對シ海軍ノ強固ナル反對ニ會ヒ陸軍ノ熱心ナ主張ニモ不拘、同一見解ニ達シマセンデシタ。

此ノ様ナ事情ノ下ニ於テソノ同盟ハ五相會議ノ席上デモ討論ノ域カラ脱シマセンデシタ。ソレ故當時内閣デソノ會議ノ會議員デハナカッタ私ハソノ同盟ニ直接ノ關係ヲ持チマセンデシタ。

(三) 私ガ内務大臣デアツタ間三回同盟問題ニ於ケル唯一ツノ關心事ハ内閣ニ於ケル平和ト秩序ノ維持ニアリマシタ。ソレハ私ガ必ず確保セネバナラヌ義務デアリマシタ。

昭和十四年三月二十二日ノ私ノ日記ハ私ノ關心ヲ示シテキマス

昭和十四年三月二十二日 水

四時官邸ニ至リ次官、總監、警保局長ト軍事同盟云々ノ同盟ニツキ治安上ヨリ種々協議ス

(二四) 檢察側法廷證二二六八即チ昭和十四年三月二十一日ノ日記ハ、提案サレタ  
同盟及ビソノ同盟ニ關スル困難ナ情勢ニ就キ首相ガ私ニ話サレタ事ヲ述ベ  
テキマス、ソレハ又私ガ暫ク據リニ近衛公ト會見シ、ソノ席上私達ガ支那  
事變處理ニ關スル予想ニ就イテ語り又支那事變ノ解決ニ關シ互ニ意見ヲ交  
換シ合ツタ事ヲ述ベテキマス

(二五) 私ハ日獨伊間ノ同盟ノ強化ニハ贊成デハアリマセズシタ。交渉ハ外交  
方面デ始メラレマシタ、然シソノ事ニ就イテハ私ハ知りモセズ参加モシマ  
セシデシタ。三國軍事同盟締結ノ同盟ニ就キ論議シテ居タ平沼内閣ノ五相  
會議ハ殆下細エ間ナク開催サレテ居リマシタ、然シ乍ラ何ラ決定ハ至リマ  
セシデシタ。何故ナラ陸軍ハ三國同盟條約ヲ締結セズト欲シテ居リ海軍ガ  
ソレニ反對シテ居リマシタ  
若シ陸海軍ガ互面衝突スレバ、陸軍或ハ海軍ハ得意ノクーデターヲ演ジ側  
近ノ重臣及ビ政府ノ指導者達ヲ暗殺シタイト云フ事ハ容易ニ考ヘ得ラレマ  
シタ

長ク陛下ノ側近ニ御仕ヘ申上ゲテ居ツタ私ガソノ時内務大臣トシテ此ノ機  
ナ困難ナ事件ニ就キ危惧ノ念ヲ有シタ事ハ當然トモ云ヘマセウ

昭和十四年四月十四日ノ私ノ日記ハ陸海軍間ノ正面衝突ヲ避ケルベク努力  
セントシタ私ノ關心ヲ示シテキマス

昭和十四年四月十四日

金 晴

午前九時官邸、次官、總監、警保局長ト會合。口羽伊軍事同盟ノ件、最近行詰ノ爲メ陸軍側ニテ稍々アセリ氣味ホサトノコトニテ總監ヨリ其間ノ情報ヲ聽ク

十時首相官邸ニ至リ閣議前ニ首相ト面談、右ノ最近ノ經濟ヲ聽ク。相當困難ナル實情ニアルヲ知リタルモ、此際大局ヨリ見テ内閣總辭職等ハ容易ニ決スベキモノニハアラズ。萬難ヲ排シ打テ得ル丈ケ手ヲ打ツベキモノハ打テ難局ヲ打開スベキ必要アル點ヲ力説ス、大體首相ノ同意ヲ得テ稍安心ス。十時半閣議後板垣陸相ト右ノ件ニツキ懇談、相互ニ打開ノ爲メ努力スベキ旨約ス。

有田外相トモ懇談。外相ハ此ノ問題ニ對スル我國ノ主張事情等ヲ首相ヨリ直接ヒツトラ、及ビムツソリニニ書翰ヲ以テ説明スルノ外ナキ旨話アリ。是非右ノ通り取選ビアラユル方法ニテ此行詰リテ打開スルノ要ヲ力説ス。萬一本件ノ處置ヲ誤ランカ、内政問題トシテ往年ノロンドン條約問題以上ノ禍根ヲ殘シ、恐ラク所謂重臣層ハ徹底的ニ排除セララルノ餘儀ナキニ至ル可ク若シ如斯事情トナリタル場合、陛下ノ側近ハ如何ナルベキカ相像スルダニ恐懼ニ不堪。サラデダニ事變處理ニツキ口夜御辰念アラセラルル上一段ト御淋シサヲ加ヘ奉レル場合如何ナリ行クベキカ想像スルコトスラ堪ヘ得サルコ

トナリ。彼是考へ及べバ臣子ノ分トシテ萬難ヲ排シテモ如斯事態ノ現出ヲ阻止セサルベカラサル旨ヲ力説ス。

此點ハ首相、陸相ニモ説キタルトコロナリ。

(二六) 万一陸海軍の衝突が国内で勃發せんか、反亂暴動が起り、而して中国が斯る陸海軍の衝突を知らんか日本に不利益となつたてでありませう。依つて昭和十四年四月十九日(檢察側法廷證二二六九)の平沼首相との會談に於ても、私は、此協定が成立してもしないでも、国内治安維持及支那事變解決の見地より前述の問題に悪影響を及ぼさない様に事態の收拾に全力を注がれむことを切望するに過ぎない旨を話しました。

(一七) 同に見解が速記録一六二三五頁に訂正されてある檢察側法廷證二二七〇(昭和十四年五月二日附日記)にも記載してあります。此の日記には私が太田氏と米内海相とした如き會話が記してあります。

太田内閣書記官長から軍事同盟に關し陸海軍の間に依然として意見の相違あることを聞き私は若し内閣がこの問題のかかる経緯の爲めに互解する様なことがあると國民に不安と不満を與へるに違ひないから、内閣は、国内治安の觀點からして、問題を是のままにして總辭職することは避けねばならぬと思ひました。依つて私は米内海相に會つて、此の問題を慎重に取扱はれむことを希望しました。海相は之に同意されました。

(一八) 私の日記の記事は次の如くであります。

「本件ハ相手ノアルコトナレバ、無理ニモ成立セシムルノ要ハナイ」  
 之が私がこの同盟の締結に熱中してゐなかつたこと、及び私の「心の焦點」は國內治安の維持にあつたといふことを證明して居ります。

(一九) 私は三〇同盟問題の進展を國內治安維持の見地から注意深く見守つて居りました。

昭和十四年五月五日の日記には次の如く述べております。

昭和十四年五月五日 金 晴

「二時官邸ニテ總監、警保局長ヨリ軍事同盟ニ關スル軍ノ意向ニツキ報告ヲ受ケル。」

(二〇) 檢察側は私が特に昭和十四年の夏のロシアに對する侵略に對し責任あるものとして擧げ居ります。(書類第三號第四七頁)然し私は内閣の一員でありながらこのロシアに對する侵略が開始されるまで何事も知りませんでした。短期間に済んでしまつた同事件に對し私は固執して何等の責任をも、持つてゐなかつたのであります。この國境事件が外交交渉に依り適當に解決せられたことを立證する諸々の事實は法廷に充分に提出せられてあります。

(二一) 昭和十四年七月二十二日政府は日英會談開催の聲明書を發表致しました。此の會談に依り英國に關する限り支那事變の解決を導き得るを期待



せられたのでありましたが、陸軍は之に反対しました。そこで私は治安維持のための手段を種々講じたのであります。当時陸軍はまた三國同盟に對する民衆の支持を得る爲めに其の宣傳に努めました。私はこの陸軍の態度に反對であつたので部下の安藤、橋本に對し斯る運動を取締り且彼等の行動を絶えず私に報告する様に依頼しました。之等は兩方とも昭和十四年七月廿二日の日記に書いてあります。

昭和十四年七月二十二日 土 晴

午前九時臨時閣議ヲ開カル。日英會談、一般原則ニ關スル聲明案ヲ審議承認ス。

會議後首相ト治安取締ノ方針ニツキ懇談ス

十時半官邸ニ入り總監、警保局長ト東京會談纏リタル場合ノ取締對策ニツキ協議ス。

四時半安藤、橋本來訪。軍事同盟促進運動云々ニツキ軍部ト意見對立シタル

顛末ニツキ報告アリタリ。

(二二二) 訂正された檢察側法廷證二二七一號は昭和十四年八月四日附の私の日記であります。

當時日本國民は、この法廷證にも示されてゐる如く、王政權樹立に依る事變の解決を望んで居りました。日本國民は又日英會談の成功をも希望して居りました。

この法廷證に依て又次の事柄も明瞭であります。

即ち當時政界の風評は陸海軍は依然として日獨軍事同盟問題に就て意見を異にし、其の結果陸軍は隠忍し得ず遂に陸軍大臣の辭職により内閣を總辭職に導き其の機會を利用して戒嚴令を布いて、結局軍事内閣を組織せんとする計畫を巡らしつつありま傳へて居りました。私は之に對し強硬なる反對の態度を採りました。私は萬一陸軍が斯る手段を採るならば、國內の治安は重大な危機に陥るを考へたのであります。そこで私は板垣陸軍大臣に對し、本法廷證に明かにされてある様に本問題の再考慮を申入れたのであります。

(七七五)

(三) 檢察側法廷證は昭和十四年八月二十二日附日記の抜萃であります。こゝに記載されて居る通り私は獨逸が蘇聯に不侵略條約を締結した裏切行爲を聞いた時には防共に對する日獨協定の見地から驚いたのは當然であります。之等法廷證二二六二、二二六八、七七一及七七五は檢察側文書〇〇〇三號四七頁に述べられてある様な獨逸の軍事同盟を私が支持したと言ふ檢察官の主張に何等根據を與へるものではありません。

(二四) 日獨不侵略條約の結果、昭和十四年八月二十八日平沼内閣は辭職し私も退任致しました。この日の日記即ち正誤表によつて訂正せられたる法廷證二二七二は二つの理由から重要であります。第一には憲兵隊の加藤が多田中

(一三)

將の陸相任命に關する私の意見を求めた際私は陸軍部内の紛争に關與する様なことは拒絶し其れに對し何等の意見も發表することの出來ない旨を答へたことを示して居ります。第二、三は新首相に對する御下命に關して、私は近衛公から陸相の選任に就き相談を受け意見を求められたが私は多年内大臣府書記官長として勤務し此種の問題を取扱つた経験に其く私の見解を話し陛下に御迷惑のかゝらぬ様に事を圓滿に取り運ぶ様近衛公に勸言しました。この記載は又次の事を示して居ります。即ち陛下は新首相に對し「外交政策は英米との協調の線に従ふべきである」と御指圖遊ばされ尙又國內治安維持の必要に鑑み内務大臣の人は選は慎重なることか大切なりと御指圖遊ばされました。

五檢察側文書〇〇三の四七頁に檢察側は私か内閣に席を占めてゐた、昭和十二年十月廿二日より昭和十四年八月卅日に至る間に於て、摘要書即ち檢察側文書〇〇一の五五頁から一〇〇頁の間に示されてあるこの期間の凡ゆる出來事に對して私か全般の責任を有つてゐたと述べて居ります。然し次の如き出來事の大部分について即ちイタリヤの國際聯盟脱退、米國船ハオイ號及レディバード號の墜沈、種々の電報及び書翰の中に含まれてゐる。フォン、ノオイラアド、デイキルクセン、トラウトマン、オット、ヒットラ及びリツベントロップ等のドイツ人の誰彼に關

する様々の噂とか意見とか聲明、阿片、ドイツ、ソヴィエト聯邦間の不可停條約、海峽島其の他の事件に關する五相會議等については、全然關與したことはありません。

檢事側の同摘要書の中に述べられた全部で十ほどの各種の法案に關しては、これ等の法案は内閣で承認を得て議會で通過したものでありまして私は昭和十四年四月五日發令の映畫法の一つだけをのぞいて、これらの法案のいづれの起草、作成にも參加致しませんでした。このことは別のところで詳しく説明してあります。

これらを通過させるためのいろいろの説明をつけて他の諸大臣が提出した

たこれら法案に私は實成の署名を閣議において行つたのであります。私は未だ曾てこれらの法案なるものが侵略戦争を助長するため仕組まれたものであらうなどとは知りもせず或は疑ひもかけもしませんでしたむしろ逆に當時の日本及概して世界の經濟情勢は已に今日まで本法廷で明らかになされてゐる如く、これらの採擇を必要とするものであつたのであります。

摘發書中に述べたある私が大臣在職中の間に起つた他の出來事については、已に本口供書中に取扱つておきました。――

(三六)

平沼内閣の總辭職と共に私は政界から退き隱退生活を送る  
様になりました。然らば當時の政界の情勢は如何であり  
ましたらうか。平沼内閣の後を繼いだ阿部内閣の成立と  
殆ど同時に歐洲戦争が勃發しました。何人も之に依つて  
第二次世界大戦への進展の可能性を感知したばかりでなく  
第一次大戦に於て經驗した恐る可き結果を知つてゐるか故  
にかゝる災厄の發生を避ける爲めに人力の爲しうる限りの  
ことが爲される様に望またい者は有りませんでした。  
成立後間もなく歐洲に於ける新しい戦争の勃發に直面した  
阿部内閣は直ちに歐洲の紛争に對する不干渉主義を宣言し  
ました。

嘗て私が述べた様に元老西園寺公の老衰又は逝去の後の内閣の互解した場合後継首相の選任に關する如何なる手續をさるべきかの問題は尙考慮を續けられてゐました。此の問題に就て私は近衛公から再度意見を求められましたが、昭和十四年十一月十日私は松平侯と會談し、此際私の此の問題に對する意見を洩らし、又同日の後刻に近衛公にも私の考を傳へたところ、兩氏共に私の意見に賛意を表しました。此等の會談は昭和十四年十一月十日の私の日記に詳しく書いてあります。檢察側は私のこの日記の翻譯なりを稱して法廷二二三を提出しました。之は昭和二十一年一月二十四日檢察側立證の最後の瞬間に於て慌てて證據として提出された澤山の私の日記の抜萃の一つであります。此の最後の瞬間の混雜は言語部に對し此等の内容の若干、特にこの部分を慎重に且つ精確に翻譯するだけの時間を與へなかつたことは明かであります。法廷證二二三は私の日記に述べてある内容と合致した翻譯でありません。私が之を強く主張する所以は檢察側は幹類第三號第四七頁及第四八頁に於て私が在野當時には法廷證二二三の示す如く、私は内大臣は後継首相の選任には容喙すべきものに非ずとの意見を懷いてゐたのに拘らず昭和十五年一旦内大臣となるやこの考を捨て後継首相選任の爲めに自から動く様になつたと言つて、烈しく攻撃して居

るからであります。私の意見を正確に述べて居る

左記翻譯を提出します。

昭和十四年十一月十日

金晴

午前十時松平侯來訪。内閣總理辭職ノ際ノ次期首班者奏請ノ手續ニツキ近衛公ノ希望モアリ豫テ考慮中ノ虞ナリシガ右ニツキ同侯ト意見ノ交換ヲナス。余ノ意見ハ大要左ノ如シ。

一先般内大臣ト會見シタル際内大臣ハ元老健在ナルニ不拘此際元除キタル他ノ方法ヲ考フルコトハ自分トシテハ忍ビサルトコロナルヲ以テ、當分ハ現在ノ方法ニテ奏請スルノ外ナシトノ意見ナリシガ、余モ亦右ニ對シ反對スルノ理由ヲ有セス。而シ元老百年ノ後ノ方針モ考へ置クノ要アルベク、又現在政界ノ空氣ハ現在ノ方法ニツキ兎角批評ヲ爲シ居ルノ有様ナルヲ以テ今少シク客觀性ヲ有スル方法ニ改ムルノ要アルヘシト信ス。而シテ内大臣、樞密院議長何レモ官職ニシテ其ノ職務權限ハ官制ニ依リ限定セラレ居ルモノニシテ内大臣ノ常時輔弼ナル職責ガ果シテ次ノ首相候補者奏請ノ全責任ヲ執リ得ルヤハ疑ヒナキ能ハズ。又之ヲ政治的ニ見テ君側ガ常ニ直接行動ノ對照トナリ居ルガ如キハ好マシキコトニアラズ。依ツテ今後ハ内大臣ハ嚴格ナル意味ノ常時輔弼ノ職務ニ還リ内閣總理辭職ノ場合ニ於テハ内閣總理大臣タリシ

モノ（禮遇ニ局限セス）ニ御下問アルヲ可トスベシト信ズ。右ノモノ餘リニ少數ナル場合ニハ國務大臣ノ禮遇ヲ享クルモノヲモ加フルモ可ナルベシ。

而シテ内大臣ハ勅令ニヨリ特ニ参加セシムルカ、或ハ全然之ニ加ハラズ之等ノ者ノ奉答アリタル場合ニ陛下ノ御判断ニ際シ輔弼スルニ止ムルヲ可トスルカハ更ニ熟考ノ要アリ。又樞密院議長ノ参加ノ可否ニツイテモ同様ナルガ差當リ余ハ是二者ハ全然別系統トナシ置ク方ガ可ナラズヤト信ズ。

御下問アリタル場合之等ノ者ハ一ヶ所ニ參集スルコトトナル。ベキモハ會議ヲ豫テ採ルベシ即チ決テ執ル等ノロキヲ爲サズ、適當ニ少數意見ヲモ加味シテ聖斷ノ資トナスヲ可トスベシ。

大要右ノ如ク述べタルニ松平侯モ贊成ニテ尙特ト御互ニ考慮スベキ旨ヲ約ス

十一時半松井成勳來訪、

一時半<sup>火</sup>近衛公ヲ訪問、最近内外ノ情勢ノ外、今朝松平侯ニ語リタル論ヲ話ス。近衛公モ頗ル贊成ニテ此ノ次ヨリ實行シタキヲ以テ至急手續進行方ヲ考慮セラレタシトノ希望ナリシガ、元老ノ健在中之ヲ持出スコトハ餘程研究ヲ要スルヲ以テ尙篤ト研究スベキモ、公爵ニ於テモ充分研究セラレタキ旨希望ス。

公爵ハ左スレバ結局内大臣廢止論トナルカトノ反問アリシガ余ハ理論的ニ、或ハ然ランモ事實ハ必ズシモ廢止ヲ可ナリトハ考ヘラレズ、陛下側近ノ大官ト



シテ常侍輔弼ノ職務ハ相當存スルモノト思考スル旨ヲ答フ。  
三時辭去。

(二八) 茲に示してある如く私は、後任首相選任の責任を内大臣のみに負はしめるのは望ましくないので意見を示<sup>ひ</sup>交<sup>ひ</sup>しました。私は重臣がこの問題を處理すべきものと信じました。然し此議案は近衛公の支持もあつたに拘らず結局實現しませんでした。私は此の際次の事實を指摘しておき度いと思ひます。即ち私が圖らずも内大臣に任命せられた時には元老西園寺公は猶存命中であつたといふことであります。私は老公が計畫して内密に陛下に上奏した方針を大體に於て襲踏しました。

昭和十五年十月同公の逝去後私はこの問題を凡ゆる角度から研究しました。然し重臣だけに一任するに云ふ確定案を得るに至りませんでした。そこで私は從來の方針に従つて行動する外有りませんでした。

(二九) 阿部内閣は昭和十五年一月十二日互解し、次いで米内内閣が成立しました。

内大臣湯淺倉平は病狀進み、昭和十五年五月八日私は西園寺公が私の内大臣に就任することを望んで居らるる由を聞きました。此の話を聞いた時の態度は其の日の私の日記に述べてあります。

昭和十五年五月八日

「松平秘書官長桑名ニ來訪。内大臣ノ病狀ニツキ交迭不得止ニ至ルニアラズ  
 ヲトノ話アリ。原田ハ西園寺公ノ御意見トシテ余ヲ其後任ニトノコトナリ  
 トノ話アリタルガ、余ハ其ノ任ニアラズ。余トシテハ内大臣ニ近衛公、樞  
 府議長ニハ平沼男コソ可然トノ意見ヲ述ブ。」

(三) 歐洲戰亂勃發後、世界的變動を豫感した國民は安閑としておられませ  
 んでした。

凡ゆる方面に於てその必要を痛切に感ぜられてゐた政治上の改革は、政治  
 力の集中に關し、熱心な検討が行はれました。全政黨を解體して新しい  
 單一政黨に合一しようとする空氣が起つて來ました。他方國民再組織の問  
 題も關係方面によつて盛に論ぜられました。同時に近衛公を計畫中の新黨  
 の總裁に据えようとする運動が抬頭して來ました。昭和十五年の始頃から  
 同公は此等の問題を熱心に研究し始めた様に見えました。然し同公は明か  
 に新黨の統率者と言ふことよりも國民再組織運動に對しより一層注意を拂  
 つて居りました。政治力の集中に依つて陸軍の政治的進出を防止せ  
 むとするのが公の意圖でありました。國僚を勤めた私の經驗からして私自  
 身政治力の確立の必要を痛感してゐましたが、「ナチ」に倣て國民の一派  
 が主張した一國一黨主義には反對でありました。既成政黨を糾合して政治  
 的勢力を確立することが私の希望でありました。當時私は家庭的事情の爲

めに政界から離れてゐたので、政界の動きは友人から時々もたらされる報道によつてしか知ることが出来ませんでした。この問題を最初に私に傳へてくれたのは有馬伯でありました。昭和十五年四月十四日同伯が私を訪問した際に私は凡ゆる現存政黨を結合せんとする運動及び近衛公の新政黨の總裁出馬に就き腹藏のない意見の交換をいたしました。新黨運動は此頃に活潑となり始まり、此問題に關して私を訪ねて來る人も増へました。

(一三) 當時米内内閣は總辭職するだらうとの噂があり、後繼首相は近衛公との説が有力でありました。かゝる情勢に鑑み池崎氏は私に對し昭和十五年五月十日附の私の日記所載のごとき勸告をいたしました。(檢察側法廷證二二七四)しかし近衛公が政治活動に於て指導的地位を占める限り彼のために援助者の立場で働くことが私の意圖でありました。従つて私は結成さるべき新黨の黨首となる意圖は更になきこと及び「他の如何なる新政黨をも結成する意圖も全く無い」ことを率直に述べました。

茲に云ふ池崎氏とは、當時の衆議院議員で、嘗て私の文相在職當時昭和十二年十月より昭和十三年五月まで文部參與官であつた池崎忠孝氏のこととあります。

(一三) 昭和十五年五月二十六日頃には、米内内閣が早晚辭職して近衛公が組閣するといふ氣運が日に日に明瞭となつてゐました。近衛公は以前彼の組織した内閣が政黨の支持を全く缺いたが爲に、公自身の抱懷する施策の遂行の度毎に非常に困難したことを痛感し、組閣を命ぜられた場合には何等かの形において是非とも國民の支持を得たいと熱望して居られました。

(一三) 昭和十五年五月二十四日の午後私は湯澤三千男氏及後藤隆之助氏と夫々面談しました。兩氏は何れも諸般の情勢、特に國內情勢の急迫を強調し、近衛公の首相としての出馬を熱望する旨を述べてゐました。急速

に發展の兆を示しつつある政情に鑑み、近衛公は有馬伯と私とを會食に招いて時局問題を共に論じようと提案しました。そこで五月二十六日午後六時紀尾井町の錦水に於て、近衛公、有馬伯、私の三人で會食し、その際、新黨問題及國民再組織問題につき語り合ひました。この會談の結果は昭和十五年五月二十六日附の私の日記に記されてゐます。(檢察側法廷證二二七五及正誤表)。この會談において我々は種々の問題を討議しました。當時の政局に鑑み、國民の基礎的組織等の問題は暫く別にして先づ近衛公に組閣の大命が下つた場合にとらるべき方針について相談しました。何となれば、上記の問題が解決をするより以前に大命が下る可能性は十分あつたからであります。近衛公は「一國一黨」の獨裁制に極力反對してをり、我々はこの會同に於ても各政黨の合同につき考へたのみで、決して「一國一黨」については考へてゐませんでした。

(三) 第一次近衛内閣當時、新黨結成運動が始めて唱へられた時に近衛公はこの點に對し強硬に反對しました。同公の意圖が此の如くであつたことは、彼の努力により上記運動が阻止された事實によつても明かである。

(三) 法廷證二二七五第一項の示す如く、問題の新黨は近衛公が組閣の大命を拜して後に出現する筈でありました。第二項の「A」は最高國防會議に付適當な考慮をすることに我々の意見が一致したことを示してゐる。

頁参照

す。この計畫の目的とする所は、從來政局を牛耳つてゐた陸軍の勢力を抑制し、政治の指導權を首相の手に回復し、以て至相をして新しい政黨即ち輿論の支持に基く政治をなさしめんとするにありました。

當時日本は尙中國と戦争中でありましたから我々は第二項（B）に示す如く、財政、國防及び外交に關し陸海軍の希望を考慮することが必要であると思ひました。各政黨に對する解散要請の考慮については第二項（C）に記してあります。新黨結成の場合には第三項及び第四項が考慮される筈でありました。

(三六) 昭和十五年五月三十一日私は原田男から私が内大臣に推薦されてゐるといふ話を聞きました。それに對する私の答は同日附の私の日記に記してあります。

昭和十五年五月三十一日 金 晴

午前八時原田君來訪。内大臣ノ後任トシテ結局余ガ推舉セラルベシトノ内話アリ。余ハ重大事局ニ當リ自信ナキ旨ヲ答フ。

(三五) 檢察側法廷證 二二七六及同證正誤表（私の日記昭和十五年六月一日）は、私が松平宮相、西園寺公米内首相、湯淺内府、近衛公等の反軍國主義の人々に依つて内大臣の地位に推されたことを立證して居ます。私は私を推薦した軍國主義者あることを知りません。私は慎重考慮の後同日午後之を受諾し、正式任命されたものであります。同じく法廷證二

二七六の示す如く、昭和十五年六月一日早朝私は池崎氏の訪問を受けました。池崎氏は新黨成立の曉私を黨首に推さんとする意圖を有つてゐたのであります。彼は私が内大臣になれば右の意圖が實現せられないであらうと考へて居ました。故に私が内大臣に任命されると謂ふ情報に驚き内大臣にならぬ様私を説得に來たものであります。然し私は當初から新黨作成に乗出す意圖は毛頭なかつたので、彼の意見には耳をかさなかつたのであります。(檢察側法廷證二二七四、昭和十五年五月一〇日付私の日記を参照せられたし。)

(三八) 檢察側文書第三號に於て檢察側は法廷證六一九は他の證據と共に、私の米英蘭に對する態度を示すものであると謂つて居ります。この法廷證と謂ふのは私の昭和十五年六月一九日附日記であります。右記事には私は外相が拜謁の前後に私に語つた所を記載したゞけてあります。法廷證に於て明な様に、彼は前日佛印問題につき四相會談において問題となつた點を私に語つたのであります。

右の會議には私は出席して居りません。事實に於て、内大臣は閣議、或は閣僚會議に出席せぬ例で私も亦全く出席しなかつたのであります。法廷證六一九の外相が私に語つた言葉と申すのは標題(1)の下五行に全て

(三九) 昭  
和十五年六月二十七日附の私の日記の檢察側繙譯(檢察側法廷證  
收められてゐるものであります。

一二九四〇は、私が米英蘭に對する態度を表明したと云ふ誤つた批難を惹起しました一檢察側文書第三號四八頁。此處に於ても私は、有田外相が彼とグルー大使との間に日米間條約に關する提案につきなしたる會談に關して私に語つた所を記載したのみであります。この記事を言語部に照會されることをお願ひします。グルー大使なる語を以て初まる節の前の文章に於て宮城の語の次には句讀點が打たれねばならず、それ以後は抹殺して「我々は會談し彼は次の如く述べた」と謂ふ語が加へられねばならぬのであります。

尙各關係は、陛下より内大臣に御下問が有つた場合の參考に資する爲度々私の下に來て諸種の事を語つて行つたのであります。

(四) 昭和十五年七月一日の私の日記(檢察側法廷證一二九五)に於て、私は有田外相が私に語つた所を、それと明瞭に判別出来る様に記載して居ります。私の口述は記して居りません。私は唯傾聽して居つただけであります。昭和十五年六月歐洲の舞臺で獨乙が大戦におさめた華々しい成功は、非常な刺戟を軍部及び右翼に對して與へたので、その爲に維新運動の氣運が醸され、米内内閣の親英米的态度及現状維持的态度に對して浴びせられた非難攻撃は、積つて倒閣運動となるに至りました。この結果が七月五日に直接行動をとることを計畫して居つた前田一派の檢舉であります。



(四) 檢察側法廷證五三二は昭和十五年七月五日、七日、八日、十六日、十七日の私の日記の記事を載せて居ります。

昭和十五年七月五日の記事は七。五事件に關して私になされた報告に言及して居ります。この事件は米内首相、町田氏、牧野伯、原田男、一木男、池田氏、岡田大將、湯淺氏及び松平宮相を殺害せんとしたもので、後で私もその暗殺の目的の一員となつて居つたことを知りました。以上の人々は皆私の昵懇の友人達でありました。

之等の人々は、町田氏、池田氏を除いて、宮廷派として知られ、戦争反對であると言ふ評判を得て居たのであります。披萃に示せる通り私は陛下に此事件を報告申し上げ、又御下問に應じて、これら陰謀者の行動は憎むべきものであるが、彼等の動機に關する限り爲政者の側に於ても反省の要ある旨を御答へ申し上げたのであります。言を換へて云へば、政府の政治には尙改めらるべき點が多々あるので要路者が此種事件に警告せられて深く内省を行はざる限り、この種不祥事件は絶えざるべく、要路者はこの點を考慮すべきであると謂ふのであります。

(四) 政變の場合の際の近衛公に對する人氣の證據として、私は昭和十五年七月七日の私の日記「檢察側法廷證五三二」を引用致します。

之によれば、太田氏が平沼男の代理として私の所に来て、内閣總辭職の場合には近衛公を措て他に首相として推すべき人なしと語つて居ります

(四三) その當時首相に相應しきものは近衛のみであつたことが證明されます。軍部が近衛公を次期首相として支持したと謂ふ様に見える昭和十五年七月八日の私の日記の記事（檢察側法廷證五三二）に就いて私をして謂はしむれば次の様になります。

當時の政局に鑑み私は早晚政變が不可避であると考へました。私はその對策を常に考へて居つたのであります。既に述べた様に、私は政治力を集中し、強化すると謂ふ問題に關して、屢々近衛公と議論する機會がありました。一方近衛公は、樞密院議長を辭して、新体制運動に關係して居りました。それ故私は近衛公を措て次期首相に相應しい人物はないと思つて居りました。

然し私は、陸軍次官阿南將軍から陸軍は擧げて近衛公が首相になることを希望して居ると聞いた時、稍不安を感じたのであります。何故なら私は陸軍が近衛公の壓倒的な人氣を不當に利用して軍の政策を強行しはせぬかと危惧したからであります。然し近衛公の側では軍部の政界への進出に對抗する政治工作を着々とやつて居た様に見えました。そこでも私が軍部の政治的謀略を恐れて近衛公を推薦することを拒むならば、その結果は政權を完全に軍部に渡すことになつたてでありませう。依つて私は次期首相として近衛公を推薦しやうと思つたのであります。

(四四) 檢察側法廷證五三四、私の日記昭和十五年七月十四日の記事は、南

支隊に於て爲された重砲兵動員に關し、陛下から私に入手を御下命になつた情報を集めるに際して、私が執つた手段を通じて居ります。その記事は次のことを明らかにして居ます。即ち、この問題に關する陛下の御下問に對して、私付内大臣の權限、義務の立場から觀て、軍當局との直接の接觸を避けて、侍從武官長に調査せしめその調査が不満足の場合に私が政府と直接に交渉する旨を奉答したのであります。

内大臣として私は常に、作戰に關しては軍當局と直接に接觸することを避け、唯政治問題に關してのみ彼等の意見を聞くため接觸して居つたのであります。

(四) 昭和十五年七月十六日の私の日記(檢察側法廷第五三二)は米内内閣の辭職に關して私の關係した限りにおいて其経緯を述べて居ります。内閣は、畑陸相の辭職後軍が後繼者を推薦することを拒んだ爲に辭職したのであります。右の記事は亦次の首相の人選の方法をも述べて居ります。日記は、其方法が前任内大臣湯淺氏が用ひたものと略同一で、唯重臣個々に之を諮らず、重臣を集めて之に諮つたことが異なるのみであることを示して居ります。この小改革は、上述の如く既に昭和十四年十一月十日私が近衛公及び松平侯と討議したもので、昭和十五年六月二十七日(檢察側文書一二九四)一再び松平侯と意見を闘はしたものであります。亦之亦上述致しましたが、私はこの難問題全般に亘つて數回西園寺公と

討議したことがあります。兎に角、陛下はこの日記に述べて居る様な方法の概略を私が御説明申上げた處御嘉納あらせられたのであります。

(一頁)

昭和十五年七月十七日午後一時後、内閣首班詮衡の重臣會議が宮中で開かれました。原樞密院議長前總理大臣の若槻、岡田、廣田、林、近衛、平沼の六氏が参集しました。この際平和主義者として知られて居た原樞密院議長から私に内閣總辭職の真相に付質問がありました。私は私の知る限りの要諦をかき撮んで話しました。會議の勞煩、前民政黨總裁若槻氏が第一番に近衛公を推薦しました。他の出席者も直ちに之に贊成致しました。私も亦近衛公が又那事變を解決し得る人物として贊成をしたのであります。これによつて、近衛公が軍部のみならず各政黨からも好評をもつて迎へられてゐることが私には明になつたのであります。重臣會議は今迄何時も遙かに余計の時間がかかるのであります。この會議は僅に三十分で終つたのであります。私は秘書官長を西園寺公の許に送つて、その意見を求めましたが、病氣と老齡の故を以て同公は答へることを敢てせられませんでした。私は老公の意見を得ることが出来なかつたので、この旨を陛下に奏上し、御嘉納あらせられました。陛下に奏上した際に、陛下より、近衛に對し或る注意を與へてよからうかとの御下問に接し、私は、内外の情勢に鑑み近衛公は外相及び蔵相の人選には特に注意を要する旨を奉答致しました。上述の事實全部及び大命降下後の私

と近衛公との談話は昭和十五年七月十七日の私の日記（檢察側法廷證五三二）に記して居ります。

(一四) 昭和十五年七月十八日の私の日記には、畑陸相がその後継者として東條中條を任命せらるゝ様陛下に奏上したのは、手續を誤るものであり、依つて侍從武官長に對し、斯くの如きを先例となす可からざる旨語つたことが言ひてあります。

(一四) 近衛内閣の閣員中松岡外相は、唯に「問題の大臣」たりしのみならず有識者の一派からは危峻人物と見られて居りました。彼は外相の職に就くや否や、現在の難局は舊式な宮廷外交で切抜けられるものでないと云ふ理由で出元外交官の大異動を行ひました。彼は古い經歷を持つ外交官の大物を罷免することによつて獨特の人事を行ひました。松岡外相によつて選ばれた大使には蘇聯駐劄建川美次中將、獨逸駐劄大島清中將、伊太利駐劄瀧切善兵衛氏等があり、世間の注目を惹いたのであります。あらゆる關係者達は松岡氏によつて企てられた夫會有の大異動に深い關心を有つたのであります。私はこの問題に行き近衛公の注意を喚起しました。近衛公自身も其の各方面へ廣く及ぶ影響に關し深い關心を以つて居りましたが、これを阻止すること何出來なかつたのであります。松岡氏の人事大異動のために日本の外交の運命、親半的

色彩は急速に色褪せたのであります。松岡外相の行動の一端として私は昭和十五年八月九日の私の日記に斯く述べて居ります。

昭和十五年八月九日

「五十分より三十五分迄拜謁王として松岡外相の考へにつき御話あり松岡が外交の一元化に努力し又孤立外交に陥るを極力避くると云ふ考へ方は可なるが米國に對する見込の充分に立ち居らざるは遺憾なりとの意味の御話ありたり。」

(要)  
昭和十五年八月十日、私は陛下より、陛下と伏見經實を令部長官との海軍の懸度及びその戦争準備の無いことに就いての御話の次第を承りました。(後察 任廷證一二九八)

(要)  
昭和十五年九月九日私は侍從武官長から、偏印平和進駐の提議が交渉中であると致へられました。所か吾か皇は、協定に關する交渉を續へして、突然進駐したのであります。この報知を受けた時に私は、中央官局の意圖を無視する前漢の輩の行動に甚しく憤慨したのであります。これは一九四〇年九月九日の私の日記(後察任廷證六二六)に書かれてあります。

(一五) 御印に最後通牒を送るべしといふ松岡の提案は懸案中でありました。陛下より私に對し、松岡と參謀本部とは意見が充分一致してゐない由の御話がありました。

政府又は統帥部の政策に關する説明が充分に根據ありと考へられる場合には内大臣は陛下に御裁可あらせらるる様進言することが常であります。然し斯る場合にも、内大臣を個人的意見の御尋ねを蒙り之に奉答するに就いては常に極めて慎重を期しました。

之は何れの内大臣に就いても同様であつたのであります。本件の場合には特に慎重であつたのであります。陛下は政府の方針を實行する外ないと考へると仰せられたので、私もそれに同意の旨奉答しました。然し私は事態が非常に重大であるに陛下は必しも全幅の御賛意を表現されなかつたと考へられたので、陛下より政府に對し慎重なる態度を採る様に御指圖遊ばされることゝ然る可き旨を附加へて奏上したのであります。此際私の奏上の内容は昭和十五年九月十四日附私の日記に記してあります。

日記の此部分の翻譯（檢察側法廷證六二七、言語部に送附され同部に於いて昭和二十一年十月四日及び同年十月七日の二回に亘り訂正されたもの）は、政府の方針に従ふべし、然し政府は慎重なる態度を採らるべしといふ私の上奏が正確に表れてゐません。



加之、この法廷證は文書第〇〇三號に述べられて居る様に合衆國、  
英皇及び和蘭に對する私の態度を明かにし居るのではありません。  
この法廷證は一見私が陛下に對し軍に自分の聞いたことを取次いだに  
過ぎなかつたやうな印象を與へます。

私は陛下への上奏に於て、唯立憲政治の常道に違はれる様に進言した  
のみであります。

(一五三) 同年の九月獨逸から「フオン・スターマー」大使が來朝し、茲に  
日獨同盟締結のための交渉が開始されました。松岡外相がその私  
邸において交渉を進めてゐると云ふ噂でありました。

交渉は極秘裡に進められ、相當具体化した案が出来上るまでは、外相  
の外交顧問を除き、外務省の各部長すらもこの交渉を知らなかつた  
程でありました。私自身も九月十二日に初めて近衛首相からこの話を  
聞き、交渉が意外に進展してゐるのに驚いたのであります。

(一五三) 私を最も驚ましたのはこの問題でありました。此處で話が少し許  
り本筋から離れることを御許し頂きたい。近衛公と私は共に所謂西園寺  
系統に屬してゐました。私は内大臣秘書官長に就任以來、殆ど毎月一  
度は老公を興津に訪問して、高見を頂戴することにしてゐました。  
老公は日本の立場を非常に心配され、日本の外交方針は英米との協調

を基礎とせねばならぬことを再三強調されたことを私は記憶して居ります。私は全く園公と同意見でありました。總べての問題に對し此立場を採つて居た私として日獨同盟の問題は非常な悩みでありました。私は如何にしてもかゝる同盟を是認する氣持になり得ませんでした。特に私はかゝる同盟は必ずや日米戦争の原因となるに違ひないと心配しました。この立場から私は、近衛公及松岡外相の注意を喚起しました。處が驚くべきことには、彼等は日獨同盟の目的は米國の參戰を防止するにあり、且つ若し日本が獨逸と同盟を結ぶことなく太平洋において孤立するときには、何時米國から攻撃されるかも分らない、と答へたのであります。彼等が如何に私の考へに反對の説明をしても、私は日獨同盟は米國との不和を招く原因となり、遂には英米兩國を敵とせねばならぬ破目に至るであらうと考へ、大なる危虞を抱かざるを得ませんでした。

昭和十五年九月十六日私は陛下に拜謁しました。拜謁主として日獨同盟の件につき御下問並に御感想御洩しあり意見を言上す。

この際、私は陛下に對し、首相及松岡氏が然らずと云つても、その同盟が締結せられれば世界は二分されんと考へる旨を奏上しました。尙附け加へて、支那事態は米國を刺戟するものであるからなるべく速に解決を要する旨を奏上しました。

(一五) 檢察則法廷證二二七七(昭和十五年九月二十一日附日記)は別を拜謁の際に於ける私の見透を次の如く記して居ります。

支那事變の解決につき獨伊と軍事同盟を結ぶこととなれば結局は英米と對抗することとなるは明なり故に一日も早く支那とは外交調整の要あり

(一五) 上述の如く、數度の機會に於いて私は松岡外相及近衛首相に對し、反對意見を表明しましたが、政府にこの同盟を承認することを止めさせることは私に力及びませんでした。

一旦政府が夫を承認した場合には、假令其以前に陛下が御自身の御見解を述べさせられ、又は政府に慎重なるべき旨を御注意になり、或は政府の探らんとする態度に反省を促された事柄でも、國策として奉上せられたる政府の決定を御裁可になることは、近代日本の建設者であらせられる明治天皇以來嚴重に遵守せられたる傳統として天皇の守るべき所であつたのであります。

この場合に於て陛下は内心不安に感ぜられ乍らも、政府の奏請した日獨同盟を御裁可されたことは想像に難くないのであります。陛下は更に、この同盟のこの日獨同盟の問題は痛く宸襟ヲ惱ました。陛下は更に、この同盟の

締結は、最後には日米戦争となる懸念を當然起させると云ふ御見解を述べられ、この點を近衛首相及松岡外相に御下問になりました。然るに兩氏はこれに對し、この同盟の目的は日米戦争の防止にあり、且もし同盟を締結しなければ太平洋戦争勃発の危険は却つて大となる旨を奉答しました。此様の議論の力に依つて、兩氏は陛下に同盟の御裁可を奉請しました。結果から見れば天皇の御觀察が正しかつたのであります。

(一五) 日米英戦争を防止するためには、私は當時米英兩國を刺戟してゐた大まな原因である、支那事變を除去せねばならぬと考へました。私が在廷證二二七七の示すごとく、陛下に對し支那事變解決の必要を奉上了したのは、此の附随的理由も有つたのであります。此時に私は更に進んで、假令思ひ切つた善歩を余儀なくせしめられても、支那事變の解決は遅り遂げねばならぬ旨を奉上了しました。

一五七 昭和十五年九月二十六日（檢察側法廷證六四三）に私は陸軍の一部隊が「ハイフオン」爆撃の爲に佛領印度支那に上陸したといふ報告を受けました。法廷證に次の如く見えて居る通り私はこの報せを受けて大へん憤慨しました。「大局を辨へざる出先の處置は眞に遺憾なり大事を誤るは此の輩なり」

檢察側書類〇〇〇一號一五三頁には私の憤激に就き書かれて居ないのであります。

薨

一五八 昭和十五年十一月二十四日に西園寺公爵が 去せられました。

一五九 支那事變の早期解決は望なく、陸軍その他の中國問題に關心を寄せてゐる人々のなした重慶に對する和平工作は實質的成果を得ませんでした。松岡外相は統た。此結果諸方に焦燥の氣運が濃厚になつて参りました。このため彼は、田尻顧問及松本比等を香港に派遣し重慶との交渉を行ふように命じました。最初の間は、香港で外相代理によつて行はれた交渉は順調に進んでゐるやうに思はれましたが後になるとこれは結局政治戦の範圍を出でないことが明らかになりました。其結果、昭和十五年十一月二十八日の政府と統帥部との連絡會議は、重慶との交渉を度外視して、阿部大使と汪精衛主席との間に基本的條約を締結すべきであると決定しました。之が爲に支那事變は長期戦と成つて了つたのであります。

一六〇 その年も終りに近づき我々は次第に力盡き、私は支那事變の解決について非常に悲觀的な見透を抱くに至りました。私は陛下に國內の積極

行動論者と妥協しては事變を解決する事は出来ず、むしろ反對に只國力を消耗してしまふ許りであらうと奏上し更に私は日本の將來を非常に憂慮してゐることを申上げたのであります。昭和十五年十一月二十九日の私の日記即ち修正檢察側法廷證二二七八には私が以上の意味の事を陛下に奏上した事が記述してあります。この私の奉答は、陛下が日本の支那事變處理が豫想外に長びくであらうといふ懸念をお洩らしになられた後私に賜つた陛下問に對してお答へしたものであります。陛下は、是迄支那事變解決の爲に重慶に對してとつた行動は失敗したものと見ざるを得ないが、他方、汪精衛政権との條約締結は支那事變を取返しのつかぬ程長期化せしめるであらうと仰せられました。一六「ロシヤ」の五箇年計畫の成功や、我國と「ロシヤ」との關係について陛下は頗る御關心を寄せて居られました。そして私の意見を陛下問になりました。私は戦争に反對でありましたし、又國家は戦争の渦中に投じなくても興亡するものであり且つ日本は平和の裡に興隆することが出来ると思つて居ましたので、昭和十五年十二月三日の私の日記に述べてあるように陛下に申上げたのであります。

昭和十五年十二月三日

十時半出勤

十時五十分ヨリ十二時五分迄拜謁ス

日蘇國交調整ノ前途ニツキ御軫念遊シ種々御感想ヲ拜聽ス。余ハ大要左

EXHIBIT NO. 3340 - JAPANESE TRANSCATION #2

(144)

ノ如ク言上ス。

今日蘇聯ハ世界ニ於テ最モ惹レタル環境ニアリ、動カザル程有利トナル状態ナレバ、從ツテ所謂氣位モ高クナリ居リ、日蘇ノ交渉ニハ容易ニ希望スル如キ返事ヲ與ヘザルベシト考ヘラル。何レニシテモ、此ノ大戰ノ後ニハ蘇ト米ノミガ<sup>ハ</sup>マズシテ他ノ列國ハ皆疲勞スルコトトナルハ殆ト疑ヒナキトコロナリ、サスレバ此兩國ノ間ニ挾マレタル我國ハ蓋シ非常ニ苦心セザルベカラザル環境ニ置カルルモノト信ズ。而シサリトテ必ズシモ悲觀スルヲ要セズ。コノ兩國モ附近ニ強大ナル競争國ヲ失ヘバ、自然ニ氣ガユルミテヤガテ腐敗スルハ必至ナレバ我國ニシテ所謂臥薪嘗膽ノ十年ヲ覺悟シ、質實剛健ナル氣風ヲ作具スレバ、有終ノ美ヲ登クルハ困難ナラズト信ズ云々。

(一六二) 歐洲戰爭の舞台では獨逸は日に日に戰果を擴大してゐました。その影響は遠く亞細亞の諸地方、特にその本國が崩潰した佛領印度支那や、これまで英國の勢力下にあつた泰國などに及びました。この大動亂に乗ずる日本の南方進出の是非が有識者の間で問題となりました。これは活潑に議論されると共に、軍部は目的達成のために種々畫策致しました。日本が佛領印度支那と泰國の國境紛争の調停を行つた際、一方では南方における指導的地位を確立して、物資の獲得を容易ならしめようとし、他方、機會を捉へて南方から中華民國に壓力を加へ支那事變解決を促進せしめようといふ目的の下に、「對佛印泰ノ施策要綱」が採用されました。日本が手をこまぬいて世界大動亂を傍觀してゐられなかつたのは當



然であります。石油、ゴム、鐵等の資源に乏しい日本にとつては、これらの資源獲得の捷徑を待ようとする事に何の異議もなかつたのであります。しかしこの爲の行動は平和的手段によつてなされねばなりません。性急に武力に訴へる事は最も嚴重に慎しまねばならない事でありました。私は徒に武力を誇示する事は米英に余計な疑惑を抱かせ更に衝突を招くに至るかも知れないことを憂慮しました。それ故私はこの點について近衛公の注意を喚起しました。陛下も亦この事について非常に御軫念遊はされて居られました。兩總長が陛下に泰國との軍事協定を奏上したとき陛下はそれは英米を刺戟しはしないかと御憂慮あそばされましたが、私も同じ様に感じました。陛下は慎重にこの事を考慮遊はされました。私の昭和十六年一月二十四日の日記は次の如く述べて居ります

昭和十六年一月二十四日 金

十一時十分ヨリ二十五分迄拜謁。兩總長へ左ノ如キ意味ノ御沙汰アリタル旨承ル。

昨晚上奏ノ件ハ充分考慮シタルガ總長モ承知ノ通り泰國ノ政治ニハ英米ノ勢力ガ非常ニ強キ實情ニアルヲ以テ之ヲ實行スルトキハ英米ヲ刺戟シ重大ナル結果ヲ惹起スルコトナキヲ保セズ、且今日米ノ問題等ニツキ佛印トノ關係ハ良好ニ推移シ居ルニ付之ヲ刺戟スルコトモ考慮スルヲ要スルヲ以テ實行ノ時期ニツキテハ政府ト充分協議シ意見ノ一致ヲ見タル上ノコトニセヨ、右ノ條件ヲ以テ本件承認ス。

一六三) 昭和十六年二月一日に侍従武官長が私の所へ来て大体次のような事を述べました。即ち「對佛印泰施策要綱」の意圖は、佛印泰國間國境紛争に關する日本による調停を彼らか受け入れる機會を利用して、南方進出の基礎を築く爲に南方における日本の指導的地位を確立するにありま

す。海軍の意圖は「カムラン」灣及び西貢附近の航空基地の使用でありま

すが、その目的を表だつては云えないので貿易交通の保護とか、佛印泰

間の紛争再發防止の保障などといふ云ひまはしがつかはれて居ります。

武力に訴えねばならぬ場合には陛下の御裁可を新らたに仰ぐべき事にな

つて居ります。この報告は私に對する松岡の話(檢察廳法廷證一三〇三)

と共に、昭和十六年二月一日の私の日記中に示されて居ります。この侍従

武官長が使つた「指導的地位」といふ語は、此の頃から屢々つかわれる

ようになり、陛下は之を御氣に掛けて居られました。陛下は、指導的地

位といふものは他人に押付けるべきものではなく、日本の指導的地位は

日本が指導者として仰かれた時にのみ確立されるべきだと仰せられて、

その爲めに性急な行動をとる事に御不賛成であらせられました。昭和十

六年二月三日の私の日記には、陛下が既にきめられた方策に承認はされ

ても氣持は御進みにならなかつた事が善かれています。

昭和十六年二月三日

午前十時出勤、十時十分ヨリ十一時迄拜謁。去ル一日兩總長、首相拜謁ノ際ノ模様ニツキ種々承ル。

拜謁ノ際左ノ如キ意味ノ御話アリ。聖慮ノ程ヲ拜察誠ニ熱慮ニ堪ヘズ。去ル士曜日兩總長、自村ヨリ對佛印泰施策ニ關シ上奏ヲ請イタガ自分トシテハ主義トシテ相手方ノ弱リタルニ米シ要求ヲ爲スガ如キ所謂火事場泥棒式ノコトハ好マナイノデアルガ、今日ノ世界大變局ニ對處スル場合所謂家裏ノ仁ヲ爲スガ如キ結果トナツテモ面白クナイノデアノ氣ハ認メテ區イタガ實行ニツイテハ慎重ヲ期スル必要ガアルト思フ。私ハ陛下ノ御注意が以府のとつテ指直の中に具體化されなかつタ事を遺憾に思ひました。其の後の近衛公との會談により、此のような陛下の御注意は同公によつて海軍兩總長に傳へられたのではなにかといふ印象を受けました。併かではありません。

(六) 私は、松岡がやる積りたと語つた歐洲訪問の計畫に賛成しませんでした。(後察憲法社証一三)三昨和十六年二月一日附日記。私は此事に就いて慎重に考慮されねばならぬと云ふことを陛下に進言し近衛公にも注意を致しました。昨和十六年二月十八日附の私の日記には次の如く述べてあります。

昭和十六年二月十八日 火

「二時十五分拜謁。松岡外相ノ海軍ニツキ昨今ノ對英米ノ急激ナル惡化ニ對シ外相海軍ノ内外ニ與フル影響ニツイテハ以府ヲシテ慎重ニ研究セシムルノ要アルベキ旨ヲ言上ス。二時午後御前ヲ退下ス。」

六時近衛公ト雷詔テテ詔ス。	X
松岡外相外遊ノ件ニツキ	X
深甚ノ考ヲ	X
示望ス。	X
一六) 五 儀 察 區 法 廷 證 一〇 五 八 昨 和 十 六 年 四 月 三 日 附 日 記 に ある 正 々 近 衛 公	

は豊田海軍大將を商工大臣に、鈴木陸軍中將を企畫院總裁に任命する豫定に就き私の意見を尋ねました。内大臣が閣僚の任命の相談に與るのには人事を圓滑ならしめる爲でありました。それ故内大臣は、問題の人物の人格や經歷に關して特に問題とすべき點がなければ賛成する慣習でありました。これは陛下が任命なさる者の人格に關し非難遊はすことのないことを確める目的の爲めであります。政黨内閣の時代には折々刑事上の罪に問はれた閣僚がありました。陛下に御心配をおかけ致しました。此の如き事件の爲に任命さるべき閣僚の人格や經歷に對して内大臣は充分の注意を拂ふ必要を生じたのであります。閣僚の任命に關して内大臣に相談する慣行は、私が内大臣の時に始まつたのではなく、久しい以前から行はれて來た事であります。

(六六) 昭和十六年四月には次々と引きつづいて色々の問題が突發しました。松岡外相は獨伊訪問の歸途「モスコ」で「スターリン」首相と中立條約の締結に成功して日ソ間の關係を調整しました。一方昭和十六年四月十八日には野村大使から電報があり、大使と「ハル」國務長官、ルーズヴェルト大統領との間で極秘裡になされた交渉の結果から生れた日米諒解に關する草案について請訓して來ました。近衛公は、日獨伊三國同盟がその當初の目的に反して米國抑制には失敗し却て日米關係が悪化しつゝある事に氣付き始めて居ましたのでこの電報をうけとつて大層喜はれました。三國同盟の責任者である松岡外相はまだ歸國の途上にありましたが。近衛公は電話で大連に滞在中の外相に連絡し急いで歸國されるよう促しました。

同公はこの米國との協定を試みることに對して非常に熱心でありました。陸軍も海軍も同じく此を熱望してゐました。支那事變が全く行き詰つてしまつたので、陸軍は米國との協定の結果、之を打開することが出来れば好都合だと考へたのであります。東亞共榮國の政策もその目的は決して南方諸國の武力征服ではなく、又日本が南方諸國の共榮促進に盡力することは決して米國との友好關係を喜ぶものではないと我々は確信してゐました。斯くして我々は一方米國が抱いてゐると思はれる誤解を解くに足る様に日本の政策を明瞭に説明をすることに努力し、他方日米間の協定を必ず具体化せねばならぬといふ結論に達したのであります。當時私は東亞共榮國の意味について次の如き考へを持つて居り、それにもとづいて近衛公と語り合つたのであります。

日本がこのやうな政策を必要とする理由は、西南太平洋地域の諸植民地の本國たるフランス、オランダ兩國が敗れ、英國も亦「ダンケルクの悲劇」の爲獨逸の上陸作戰の脅威を感じてゐるといふのが當時の實情であつたからである。

(一七) そこで我國の知識層の間では、「マライ」「ジャバ」「スマトラ」及佛印等の南方植民地の成行、及その日本の存立に及ぼす影響が、重大な國民的關心事とされるに至つたのであります。積極的な人々は日本は、

(六)

武力に訴へてもこれらの地域を速かに確保すべきであると唱へました。かゝる輿論の傾向を非常に憂へた近衛公その他の人々は、混亂した輿論を統一し、武力をもつて南方へ進出すべし等の過激な思想を抑制せんとする見地より、前に述べた様な政策を考慮したのでありました。この見地から私もこの政策に賛成しましたが、武力進出には強く反対しました。當時知識層の間には佛印は獨領印度支那となるか又は米國が參戰した場合に米領印度支那となるかも知れず、之は日本の生存に重大な脅威となると云ふ意見が有力でありました。之が近衛公の非常に心配されてゐた事でありました。前述の事は昭和十六年四月十九日に私が陛下ならびに近衛公と話した内容の完全な要約であつて、速記録第一〇六六四頁所載、訂正済檢察 法廷證一〇六五の私の當日の日記に言及してあります。昭和十六年四月二十八日に首相と外相と私が皆病氣になりました。(參照當日の日記檢察側法廷證一〇六六)松平秘書官長は私を訪問し、陛下がもし今度の如く私達が皆一度に病氣になつた場合外交問題は誰に相談するべきであるかについて私の考へを陛下問になつた旨傳へられました。この問題についての陛下の陛下問を明確に云へば、「この場合、もし内大臣が病氣でなければ、陛下問を病臥中の首相か外相につたへ其奉答を陛下に報告する事が出来るが、もし内大臣も又病氣の時はどうすればいいか」と云ふ事なのであります。

私は松平に答へまして内大臣は外交問題に關しては御下問を首相と外相に傳へるだけの權限しかないし、又自分の責任に於て外交問題に奉答する權限もない。

それで内大臣も病氣の場合には陛下の御下問は侍從長から首相が外相に傳達さるべきである。このように松平に語りました。

私はその際に使者を通じて陛下に日米交渉に關する私の意見を奉呈しましたが、それはその會議の發展の概略について近衛首相その他から聞いた所に基いておりました。私が何と云つたか今余り思ひだせませんが、日米交渉に關して、松岡外相に關する限り若干の困難は存在するけれども首相は交渉を能ふ限り推進せしめ度いと希つてゐるので好都合に發展するであらうという私の見透しを話したことをおぼえて置きます。

昭和十六年四月二十三日松岡外相歸京の日の夜野村大使に送るべき訓令を審議する爲政府と大本營の連絡會議が開かれました。しかし米國との交渉を非常に不満に思つてゐた松岡外相は出席はしたが、私が後に近衛公からきいたところによると、この問題にはふれずに會議の終了しない中に退席したとの事でありませぬ。次の二週間外相は研究すると稱してこの案を少しも進捗させませんでした、そのうちに陸軍省車務局長、海軍省車務局長その他の人々が外相を屢々訪れて懸案中の米國との諒解事項に贊同するように促かし、その結果彼も贊成して昭和十六年五月三日野



村大使に訓令が打電されました。しかし交渉は外相の無關心な態度の爲  
進行しませんでした。

(一六)

檢察團法廷證一〇八四即ち私の昭和十六年六月六日の私の日記は、只獨  
ソ開戦についての大島大使からの電報をよんだ事と、松岡の見込みでは  
それは大して急迫した事でもなからうといふ事のみが記されてゐます。  
檢察團法廷證一〇八九即ち私の昭和十六年六月十八日附日記には、松岡  
が獨逸政府宛て佛印問題に關聯してヴェイシー政府と交渉するよう指令を  
送つたことを私に告げた旨を記してゐます。

(一七)

私と近衛公との一時間に亘る會談の要旨は、私の昭和十六年六月二十日  
附日記、即ち言語部訂正の檢察團法廷證一〇九〇速記録一〇六六四頁に  
見えてをりまして、以下の如きものであります。

性格の弱い近衛公は、當時の松岡外相の態度について苦慮したため又  
しても私に辭意をもらした。しかし私は彼の辭任の提案に賛成出来ませ  
んでした。そこで私は、「辭任するに先立つて松岡とよく胸襟を開いて  
語り合ひ、彼の眞意を確かめ、同時に首相の施政方針を説明  
して、松岡を説き伏せるようにした方がよい。もし松岡がそれでも賛成  
しなかつたら彼に辭めてもらふより仕方ないが、松岡がもし辭職を拒  
んだら始めて近衛公が閣内不一致の責任をとらねばならない。」  
私の昭和十六年六月二十一日の日記、即ち檢察團法廷證七八一には、近

衛公、平沼男と私との會談の要點が記述されてあります。この法廷證に示されてゐるごとく、前の日に私が近衛公に語つた意見に基いて互に議論し合ひました。我々は近衛公を激勵し、彼が思ひ切つてその能力を發揮し、この非常事態を指導して行くよう希望すると述べ、確固たる立場をとるよう勧めました。

(五) 昭和十六年六月二十二日に獨逸とソ連の間に戦争が始まりました。これは豫期せぬ事ではなかつたが、それにもかゝらば、獨逸は日本の盟邦であり、一方日ソ間には中立條約が締結されてゐたから、日本にとつてはともかくも大きな問題でありました。かゝる複雑な状況の中にあつて外交問題を處理することは、日本にとつて複雑困難なものでありました。松岡外相は近衛公を無視して、軍隊のシベリヤ派遣を主張し始めましたが彼の議論は近衛公を含む關係等のみならず、陸海軍の指導者達からも反對されました。屢々政府と大本營との連絡會議が催されて、その結果外相の政策を進める代りに、南方から支那に壓迫を加へる事によつて支那事變の解決を求める事に決定しました。

(六) 檢察團法廷證一〇九三訂正速記録一〇六六四頁、即ち私の昭和十六年六月二十二日の日記には、私が前日に近衛公と平沼男とした會話が記されてあります。又松岡が陛下に拜謁を賜つた事、天皇が松岡に指摘されたごとく、日本は南北兩方面へ進出すべしといふ松岡の意見に關しては

外相政府大本營の間に意見の相違がある事、私が近衛公に慎重を期すよ  
う電話した事、午前十二時三十分松岡が近衛公に電話で陛下への奏上は  
さしあつたつての行動には言及しなかつたと述べた事などが書かれてあり  
ます。陛下は松岡の意見を聴し召して御心配遊ばされました。猶速訪問  
から歸國以來松岡はよく不可解な態度を示しました。特に彼は近衛首相  
に對して輕蔑的な行動を屢々とりました。

私はよく近衛首相から、松岡外相の態度は理解に苦しむと訴へられまし  
た。そして私は松岡外相が「イルクーツク」及ソ連まで軍隊を派遣する  
必要を強調してあるといふ情報を聞きました。獨ソ開戦の報を受けて外  
相はきつと参内して天皇に自分の意見を申上げるにちがひないと思つた  
ので、昭和十六年六月二十二日の當日に前もつて陛下に松岡のやりさう  
な事を御参考までに申上げて、御心構へを御願ひしました。

(一)  
昭和十六年六月二十三日、私の日記（檢察國法廷證一〇九四）にある  
ように、私は朝陛下に拜謁仰付けられました。私はその時宸襟を安んじ  
奉る爲、近衛公と松岡の午前十二時三十分の會談の事を御報告申し上げま  
した。私の日記に言及されてある昭和十六年六月二十三日午後の私と近  
衛公との會談は以下の如くであります。

私は獨ソ開戦の如き重大事件に伴ふ諸問題について近衛公と意見を交  
換しました。彼が私の意見を尋ねたので、私はその時浮んだ事を参考の

(七六)

(七六)

爲に答へました。私は獨逸の對ソ開戦は、ソ連との外交關係調節のため日獨兩國とも大きな一步を進める必要ありとの原則を破つたことになる、述べたのを覚えておます。日獨同盟の結ばれた時には獨逸はこの原則に賛成したのであります。即ち獨逸の開戦は同盟の結ばれた要素の一つを變更したものであります。故に首相としては、同盟を更に繼續すべき否やについて此際慎重に考慮せねばならぬ筈でありました。この點について近衛公は私に同意し、直ちにこの事を研究しようと言ひました。その後聞いたところによれば、近衛公は松岡に同盟に關する問題を彼と共に再考して欲しいと頼んだが、松岡はこれを眞剣にとりあげず、獨外相に對して抗議の打電をしたのみだといふことでありました。昭和十六年六月二十五日の日記記載（檢察團法廷證一〇九五）には、近衛公が前夜汪精衛と行つた會談について私に語つたところを記してあります。又首相並に陸海兩總長が陛下に日本軍隊の佛印進駐に關する連絡會議の決定を奏上したといふことも記してあります。

昭和十六年六月二十八日に東條陸相は、陛下に拜謁後、私に、この日の私の日記、檢察團法廷證一〇九八言語部訂正濟速記録一〇六六五頁）に載つてゐる事柄について説明しました。私は自分の意見は何もいはず、只参考の爲にこれを記録しておきました。

當時知識階級の間では、獨ソ開戦のため關東軍が何か行動を起すので

はないかといふ事が重大な關心事となつてをりました。そこで陸相はその際私に關東軍は特に平靜にして慎重な態度をとつて居り、軍紀を犯す事は絶対にないから安心せられ度いと云ひました。陸相は、支那事變の解決されぬうちに獨ソ戰が始り、事態が愈々緊張して來たので、大本營をもつと強化して幕僚等が毎日宮城に集り如何なる事態にも對處できるやうにしたいと云ひました。

陸相は又諸國の駐日大使が本國へ送つてゐる報告及日本の對支外交轉換策の進歩について語りました。

(三) 昭和十六年七月二日の御前會議に先立つて、私は連絡會議の論議は先づ以てソ連に對して北進せよという松岡案に集中されるといふ注意をうけました。そして近衛公はそれに反對でした。獨ソ戰の勃發以後、國防上の資源、必需品を獲得するため、又支那事變を終結せしめるために、南進すべきだという議論は二次的な重要性をもつていたりしました。昭和十六年七月二日の御前會議のあとで松岡の北進案は承認せられなかつたといふこと、又日本の國策は平和的手段による南進であるといふことを大體ききました。私のその日の日記、即ち檢察官法廷證一一〇八は國策が決定されたと述べてゐますが、近衛公の同願録をみるまでには、その會議で決定された案が御印への進班を豫想したものであり米英に對して

戦争に訴へることを意味しても致して履行すべきものであつたことを知り  
ませんでした。私にかゝる明白な政策が決定されたという回顧録を讀ん  
で非常におどろきました。

私の昭和十六年七月五日の日記（訂正を加へられたる検察側法廷證第一一二速記録第一〇六六六頁所載）は、松岡外相が、日本軍の佛印進駐に對し如何なる態度を以て臨んだかを記述してゐます。私は之に關する諸狀況の報告を受けました時に自分の見解は述べませんでした。私は狀況が險惡化するに従つてその情報の獲得に關心をもち、又陛下より御下問ありたる時奉答申上げられるやうに凡ゆる知識を得たいと思ひました。

當時、近衛首相と松岡外相の間柄は極端に惡化しました。首相は屢々私に向つて自分は松岡外相の眞意が把握出來ないと語りました。

昭和十六年七月五日近衛公はコーデル、ハル國務長官から私信を受領しました。之が所謂「口頭聲明」と呼ばれたものでありました。私はその内容を明確に記憶してゐませんが、之は外交的措辭で眞意を隠されてはをるが明かに國務長官の松岡外相に對する不信任を暗示したものでありました。松岡外相は、この聲明は國辱であり、モロツコ問題當時佛蘭西のデルカツセ外相を辭職せしめんとして獨逸の用ひた外交手段に比すべきものであるとして憤慨しました。先づ以て之を拒絶しなければならぬ。而して後に交渉問題を米國政府に傳達すべきである、と彼は主張しました、然し近衛

首相は、この事件は、日米交渉を阻害せざるやう軽く處理すべきであり、且つ若し外相の主張が通されるならば米國との交渉に支障を來すであらうといふ理由に基いて、この口頭聲明に對する回答は交渉の問題と同時に送付すべきである、と考へました。陸、海軍中央部も首相を支持したので、首相は外務省顧問齋藤氏を遣し松岡外相の同意を求めしめたのであります。然るに松岡外相は夜半に至るまで首相の提案に回答を與へなかつたのみならず、外相は自身の見解に基いて口頭聲明に對する回答を發したといふ事が首相の耳に入りました。

茲に於て近衛首相は松岡外相と一緒に仕事を遂行してゆくことは出來ないと決心しました。私の昭和十六年七月十五日の日記（言語部に於て修正されたる檢察側法廷證一一一五、速記録第一〇六六頁記載）にある如く、右の詳細に關する報告は、總て近衛公と會見した私の秘書官長松平が私に齊したのであります。更に、日記が示してあるやうに、私は自分の秘書官長に對し總辭職回避の爲松岡は辭職すべきであり、若し松岡が退かないならば總辭職をした上で近衛首相が新内閣を造るのが最善であると考へてゐることを話しました。私は之等一切を陛下に奏上しました。後になつて近衛公は先の松平の報告と同じ事を私に報告しました。法廷證一一一五に述べてある通りであります。



余ハ此際出來得ル限り政變ヲ避クル爲メ外相ノ處決ヲ、求ムルコトヲ  
勸メタルモ首相ハ其場合ニハ松岡側ハ必ズ米國ノ法文ニテ内閣ヲ改造  
シタリト云フ宣傳ヲナスベク之ハ其影響面白カラズト思考スレ  
私が返事に関心をもつたのは、陛下は日米間に平和の關係を切望して居ら  
れ、松岡は之に對する障害であることが判明して來たことを依るのであり  
ました。總辭職は何よりも宸襟を惱ます事でありますが、陛下の恩召を  
達成し、大御心を安んじ奉る爲に、私は近衛公に對し上述の如き示唆を與  
へたのであります。

文書〇〇〇一號二二六頁にある此の法廷證の檢察側の摘要は不正雜であり  
ます。

(八)

第二次近衛内閣は、昭和十六年七月十六日午後九時に總辭職を行ひました。  
當日の私の日記（檢察側法廷證一一一六訂正されて、速記録一〇、六六七  
頁記載）に記されてあります通り、私は御召を受けて参内し左の如き勅命を  
賜つたのであります。

一總理大臣ハ辭表ヲ差出シタ。後繼内閣主班者ヲ選定スルニ付樞密院議長  
及元總理大臣タリシモノヲ侍從長ニ命ジテ招集サセルカラ内大臣ハ是等ノ  
人々ノ意見ヲ徴シ適任者ヲ奉答セヨ。

(八)

その翌日、後繼首相選定の爲に重臣會議が開かれました。陛下より近衛公に内閣組織の大命が降下致しました。その當時日本の直面してゐた最大の問題は米國との國交調整問題でありました。此目的の爲に日米兩國間に交渉の進捗してゐる實狀に鑑みて、世間では、後繼首相の適任候補者は近衛公を措いては無い、公は前にルーズベルト大統領と個人的に會談した事もあるから、特に大統領との交渉を進めるには最適任者であると考えられて居りました。この重臣會議に就ては、昭和十六年七月十七日の私の日記に書いてあります（言語部訂正の檢察側法廷證一一一七、速記録第二、一三八頁記載）。重臣の一人阿部氏は直先に近衛公を推舉し、他の重臣達も皆衷心之に贊意を表したのであります。但し、若槻及び廣田の兩氏は公を符認的には支持しませんでした。米内氏は、近衛公でなければ駄目ですよ、と申しました。私はこれらのことを陛下に奏上致しました。

(三)

近衛公は新内閣を組織するに當つて豊田海軍大將を松岡氏の代りに、外相として入閣せしめました。私は豊田海軍大將の任命は日米間の交渉を促進する爲であるとして了解しました。亦日本の内閣更迭は、アメリカ合衆國に於ける反日熱が燃へ上つたのと、時を同じうして起りましたので、陛下は大いに御憂慮遊ばされ、私が拜謁仰付けらるる度毎にこの問題に言及されました。

## 米國の反日運動

動を直接刺戟したのは日本軍の佛印進駐でありました。陛下が憂慮遊ばされて居つた斯かる作戦が現實となつたのはまことに遺憾の極みでありました。七月末になつて米國は日本資産の凍結を行ひました。日本の經濟機構、特に産業に對する影響が世論の對稱となり、正に危機一髪の状態に立至つてのると認められました。戰雲棚引き、日米國交の斷絶は不可避と見え、外交問題に不訓れの人々は、又日本資産の凍結を以て米國の對日戦争への第一歩であると考えました。之に拘らず私は日米友好關係に對し希望をもちつてをりました。

(一八) (153)  
昭和十六年七月三十一日軍令部總長であつた永野大將が天皇陛下に拜謁を仰付けられた時彼は日米戦争勃發の可能性について奏上しました。茲を以て陛下は深く憂慮遊ばれるに至りました。

私は、永野大將の單純な言上を排し、ねばり強くアメリカとの交渉を推し進める必要ありとする自分の意見を奏上しました。私は自分の昭和十六年七月三十一日の日記記事（言語部新正の檢察例法廷野一一二五、遠記録第一〇、六六六頁所載）を讀み度いと思ひます。

昭和十六年七月三十一日 木 雨

十時十五分ヨリ十一時迄拜謁。對米施策其他ニツキ永野軍令部長ノ拜謁ノ際御下問ニ對シ奉答ニツキ御話アリ。其ノ要旨左ノ如シ。

一 戦争ニ關スル考へ方ハ伏見前總長官ト同様出來ル限り避ケ度シトノ意見ナリ。

一 三國同盟ニハ強ク反對アルモノノ如ク之アリテハ日米國交調整ハ不可能ナリト見居ル様ナリ。

一 國交調整不可能ナリトシ從ツテ油ノ供給源ヲ失フコトトナレハ此誠ニアハルニテ二年ノ貯藏量ヲ有スルノミ。戦争トナレハ一年半ニテ消費シ盡スコトトナルヲ以テ寧ロ此際打ツテ出ルノ外ナシトノ考へナリ。

一 然ラバ兩國戰爭トナリタル場合其結果ハ如何ト云フニ提出シタル書面ニハ勝ツト説明シアリタル故、自分モ勝ツトハ信ズルガ而シ日本海々戰ノ如キ大勝ハ困難ナルベシト御下問ニナリタルニ永野ハ日本海々戰ノ如キ大勝ハ勿論勝チ得ルヤ否モ覺束ナシト奉答セリ。

一 斯クテハツマリ捨テバチノ争チスルトノコトニテ誠ニ危險ナリトノ御感想ニテ直ニ恐懼ニ堪ヘザル次第ナリ。

右ニ對シ左ノ如ク奉答ス。

一 永野ノ意見ハ餘リニ單純ナリ。

一 先般日米國交調整交渉ノ際ニモ米國ハ三國同盟ノ存在ハ承認セル次第ニテ米國トシテハ國際條約ヲ概メテ尊重スル國柄ナレバ、今日之ヲ日本ガ廢棄スルコトガ果シテ米ノ信頼ヲ深ムル途ナリヤ、或ハ輕蔑ヲ買フコトトナルニアラザルヤ頗ル疑問ナリ。

一 日米國交調整ニツイテハ未ダ幾段階ノ方法アルベク粘リ強ク建設的ニ熟慮スルノ要アルヘシ。

此點篤ト首相ノ考慮ヲ促スコトニ致スベシ。

正午及川海相ト面談。永野總長ノ奏上セル意見ニツキ懇談ス。

一時武官長來電。同上ノ件懇談。

茲で私は、檢察側が、本審理の辯論契約としての文書第〇〇〇三號中二三二頁に於て私の日記の記事を全く誤解し、且重要なる箇所を省略せることを指摘したいと思ひます。即ち檢察側は、一木戸は永野と意見を異にし、假令三國同盟を廢棄したとて其故に米國が日本を信用するやうな事は無いであらう、と述べた」と云つてゐます。私はこのやうな事は斷じて云ひませんでした。私の表現は之と反對のものであります。右の抜萃は、私が陛下に對し、若し日本が三國同盟を廢棄しても果して米國の信頼を深める事が出来るや否や、又若し日本が三國同盟を廢棄したならば却て米國の侮

蔑を招くことになるや否や、自分としては判じ兼ねる旨を申上げたことを明かに示して居ます。檢察側は又その要約書の中で私が日米關係に關しては未だ幾つかの試むべき手段が残されて居る旨、及び更に建設的な審議を爲す必要ある旨を進言したことを無視してをります。

永野海軍大將の表明した意見の内容を確める爲に、私は及川海軍大臣と談話を交しました。私は陛下がこの事件を處理せざるに當つての御惱みを安んじ奉らんが爲にさうしたのであります。

(金)  
その當時まで、近衛首相は、アメリカ問題に對して慎重且つ消極的態度を保持してゐた海軍の勢力に依存して、陸軍を牽制する態度を採つて居りました。然し乍ら、海軍側は、永野大將が七月三十一日天皇陛下に奏上して以來、著しく其態度が硬化しました。近衛公は大いに之を案じて昭和十六年八月二日私に相談されました。この會談の大略は同日付の私の日記（言語部訂正檢察測法）に記し、速記録第一〇、六六七頁記載に記してあります。近衛公は私の部屋に道入られて、海軍部内では、米國に對し強硬な方針を採るべしといふ意見が有力になつて來てゐる事實を指摘して、統帥部に對する政府の協力に關して危懼を表明されました。そこで私は左の如く語りました。即ち之は非常に面倒な問題である。慌てて今日米國と争を決定すべきではない。

(六)

先づ第一に、日本の實力は十分調査されて居るまい。若しさうだとすれば、非常に危険なことである。軍部大臣を集めて基本的國策を十分に討議し、一刻も猶豫することなく問題を徹底的に調査を爲すことが必要である。若し貴下が總ゆる手段を盡しても軍部大臣と意見の一致を見出し得ないならば、貴方は辭職する外は任からう。」

近衛公は明かにこの私の助言に満足せられて次のやうに言はれたのであります。即ち、

「私は、若し私が退けば事が非常に面倒になると貴下が言はれるだらうと思つてゐた。貴下がさう考へて居られるのであれば安心した。もう一度慎重に考へてみやう。」

私は近衛公がかう云はれたので嬉しく思ひました。近衛公とこの時話した事、及び其他の機會に話したことから次の事を知つたのであります。即ち近衛公は米口に對し平和的外交方針を以て進み度いと希望し、日米兩國間に介在する諸問題を外交手段によつて解決し度いと思つてゐる事、然し軍側はその大陸政策に基いて強硬なる對策方針を固執してゐる事、並に、他方では海上の一派が日本への石油供給がじりじりと涸渴状態に陥る事を恐れて米國の機先を制すべく對米開戦を主張してゐる事等でありました。

然し近衛公は時局拾収方針を私か勸告した方向にはむけませんでした。その代りに、同公は、渡米して親しくルーズベルト大統領と會見し、兩國間の懸案を政治的に解決しようとして決心しました。同公は軍部大臣に對し、覺書の形式を以て自案を提出し、軍部大臣は之に對して贊同したので問題はこの方向に向つて發展しつつありました。當時の狀勢に照して常識的判斷を下せば、假令我々が科學的根據に基いて調査研究してから開戦したとしても、對米戦争は恐るべき結果を齎すだらうと考へられました。日米間に意見の一致が仲々得られなかつた爲に近衛公は大いに心配され、自分の困難な立場を屢々訴へて居られました。八月に入るを海軍の態度が急に強硬になつたので、近衛公は大變心配されました。そこで私の許へ來られて助言を求められたのであります。



(六七) 私は昭和十三年八月七日の私の日記（訂正檢察側法廷證一一三〇、速記録第一〇六六七頁所載）にありまます如く自分の意見を述べて公の慎重考慮を促しました。この日記抜萃が示してをりますやうに、私は近衛公に對して、對米戦争を遺ると考へて見ても日本は絶望的狀態に在る事を衷心より熱心に説明しました。私は近衛公に對し、今こそ政府は具体的建設的意見を提出して、陸軍側が開戦へ突進するのを阻止し、政府の政策に歩調を揃へしめる見地に於て、この政府側意見を陸軍側が受諾するや否やを明確に把握すべき時であると話しました。

私は日本の絶望的狀態を石油問題の觀點だけから指摘しました。私が公に對してこのやうな話をしたのは、全く公が軍部を説得し得るやうな積極的論議を公に提示し度い爲でありました。人道と平和はわかり切つた原則的事柄でありまますから之に關することにはわざと觸れませんでした。同じく私の日記にありますやうに、私は、我々は日米友好關係回復の爲に爲し得る一切の手段を盡さなければならぬと結論いたしました。日本は經濟的壓迫を受けてはゐましたが私は日本は孜孜營々として十ヶ年間困苦と闘ふ覺悟をすべきであると感じ、近衛公にもさう話しました。尙、私は日本が物資を必要としてゐること、及び望みは南洋方面に存する事等を語りました。私は之等を平和的手段によつて獲得することしか考へて居りませんでした。私は同公と話してゐて、若し日本が日米戦争

を回避する事が出来又現在の歐洲戦争が終結するならば戦後に於て和平  
 成立の希望又なきにしもあらずといふ事及びそれ故、其時迄政治の再建  
 と軍部の抑制に一層の努力を爲し以て政治をしてその本道を歩ましめる  
 ことが可能であらうといふ事を十分認識して居りました。私に如上の見  
 解を披瀝したのは、軍部に對して、米國と或種の了解に達することが決  
 定的に必要であることを納得せしめん爲でありました。といふのは軍部  
 は對米非戦論はそれが他の方面に於て建設的な計畫を伴つてゐるのでな  
 ければ容易に之を受容れようとしなかつたからであります。

又私は、若し日本が自國の資源を愛護するならば、必要量の原料は確保  
 出来るかと考へました。ともあれ、總ゆる事情の下に、戦争回避したい心  
 に驅られて居りました。

(六) 近衛公は明かに私の意見に關心を傾けて聽いておられました。私は同  
 公が私の助言を容れて、この方向に一步を進める事を期待しました。然  
 然しながら結果から見ますと、同公はこの方向に向つて進むこと無く却  
 つて昭和十六年九月六日の宿命的な御前會議にまでもつていつてしまつ  
 た上は如何とも後事の及ばざる處でありました。

(九) 私は昭和十年八月に永田少將が相澤中佐に暗殺されてから警視廳は軍  
 國主義者や右翼主義者から私と家族を引きつゞいて警衛するため五人  
 の警官を配置しました警官の一人はたえず私を警護し他は一時に二人交  
 替で私の家を警衛しました。

昭和十六年夏に右翼主義者が平沼男の暗殺を企圖してから警視廳は私の護衛を五人から十人に増加して各交代に於ける敷を二倍にしました。此れは警視總監山崎が云つたように汎く知られてゐる私の親米英的反軍國主義的立場のためでした。

(一〇)  
昭和十六年九月五日午後四時三十分、近衛首相が御前會議協議事項書を陛下に捧呈すべく参内する時に、私の部屋へ來られました。

その協議事項書草案は左の三項から成つてをりました。

- 一、對米英戰爭準備を爲すこと。
- 二、之と併行して強硬に對米交渉を行ふこと。
- 三、日米交渉が十月十日までに和協的結論に到達の見込無き時は一日

本は「對米英戰爭の決意を爲すこと」

その當日までは近衛公はこの問題に言及されなかつたのであります。その時にたつて突然私に提示されたのであります。私は事あまりに重大な性質のものであるのに驚きました。ですから私は、熟慮する暇も無い切迫した時に於て突如このやうな重大な計畫を奏上して寢襟を惱まし奉つたことに對し彼を非難しました。その機更に私は同公に次の如く語りました。

「本計畫では期限が十月の最初の十日間と定められてゐる。私は期限を切ることは甚だ危険であると思ふ。この點だけでも修正することは出来なからうか。貴方はこの計畫を放棄する氣持にはなれないか。私はこれが戰爭を誘發する原因になるだらうと思ふが。」

之に答へて近衛公は、本計畫は既に政府及陸帥部の連絡會議で決定せられたものであるから、之を變更したり放棄したりする事は困難であらう

と言明されました。そして、事態が此處までに立至つた上は、自分としては交渉が友誼的終了を見るよう全力を盡す以外には採るべき道は無いと附言されました。

(一九)  
近衛公が御前に伺候し予定された御前會議協議事項書を奉呈した時に陛下は種々の作戦上の問題について公に質問せられました。之に對し同公は奉答申上げる事が困難であつたので、參謀總長及軍令部總長の御召を御願いたしました。このことは昭和十六年九月五日の私の日記(言語部訂正の檢察側法を證一一三四、速記録第一〇、六六八頁所載)に次のやうに書いてをります。

「對米施策ニツキ作戰上ノ御疑問等モ數々アリ、首相ハ兩總長ノ御召ヲ御願シ尙内大臣トモ相談スベキ旨言上一旦退下ス。因ツテ五時ニ拜謁ヲ願ヒ右ニ對シ御下問ニ奏答首相ノ奏上ノ通り兩總長ヲ御召相成度旨奉ス。直ニ横山武官ニヨリ兩總長ニ傳達セシム。六時首相兩總長打揃ヒテ拜謁御下問ニ奉答ス。」

「(T、N、I)日記抜萃」

日記に述べてある様に私は陛下に首相の奏上の如く參謀總長及び軍令部總長を御召し遊ばさるやう進言したのみであります。

兩總長は參内し近衛公共々午後六時陛下に拜謁仰付けられました。私はこの時拜謁しませんでした。檢察側法廷證一三三四には入つて居りませんが同日の私の日記には次のやうに書いてあります。

「御前ヲ退下ノ後首相ハ立寄り小時會談七時退出ス。」

この時近衛公が語つた處によりますと、陛下は兩總長に種々御下問あらせられ、又參謀總長杉山元帥に對しては計畫されてある南方作戰の終結の時期に關して御尋ね遊ばされました。參謀總長は短期間に終了する見込みであることを奉答致しました。此處に於て陛下は杉山元帥が支那事變勃發の時も同様の事を申しましたが未だに解決しないことを御答めになつて、杉山を御叱責遊ばされました。元帥は、支那は大陸であるのに反し南方(地域)は概ね島嶼より成つてをると云ふ二者の間の相違を辯明し

ましたが、それでも陛下は元帥の議論を御承認遊ばされませんでした。  
 近衛公から聞いたのでありますが、軍令部總長永野元帥が、「事態がこ  
 のまゝ推移すれば、日本はじりじりと敗北するやうになりませう。しか  
 し若し思ひ切つた行動を遂行するならば回復の望は御座います。しか  
 即ち戦争で御座居ます。」と口を挟んだといふ事でありました。それは  
 近衛公は更に、陛下が同計畫の事項書の順序が少し變であるかと仰せら  
 れて、何故外交的交渉が先に置かれておかないかと御尋ね遊ばされたこと  
 を私に話されました。私は同公が、外交交渉を同計畫の最初に置いたこと  
 同じく外交交渉に第一次的重要性を附してある旨を御答へ申上げた様に  
 了解しました。近衛公は、同計畫が連絡會議で決定済であるから、その  
 まゝ陛下の御認可を仰ぎ度いと御願しました。  
 御前會議はその翌日開かれる事になつて居りました。  
 陛下の御召しを受ける前に即ちその翌朝昭和十六年九月六日に、私は原  
 氏に御前會議においては戦争準備よりもむしろ外交交渉の繼續に重點を  
 置いた若干の質問をするように提案しました。  
 そして陛下の御前に伺候しましたところ、今日の御前會議で少し質問を  
 したいと仰せられ、尙種々に御下問がありました。私はそれに御答へし  
 て「結構な御考へであると思ひますが、原樞密院議長が其質問の中に重  
 要なる諸點を盡すで御座居ませうと存じます。従つて會議の最後に陛下  
 が日本の將來安危の懸つてあるこの會議の決定の重要性を御指摘遊ばさ

れ、統帥部に對し外交々渉を友好的妥結に導く爲に協力の凡べての手段を盡すやう御命令遊ばさるるを希望いたします。」

(一九三)

と御答へ申し上げました。私はその御前會議には出席していませんでした。原樞密院議長は、外交々渉に第一の重點が置かれてゐるか否かを質しましたが、之に對しては只海軍大臣及川大將が答へたのみで統帥部からは何の應答もありませんでした。

陛下は遺憾に思召されて統帥部を御譴責遊ばされました。陛下は明治天皇の御興の

「四方の海みなはらからと思ふ世に

などをみかぜの立ちさわぐらむ」

と云ふ和歌を御讀み上げになつて、外交々渉に全面的協力を盡すべきことを統帥部に命ぜられ以て如何にもして戦争を回避し度き陛下の思召を明かにせられたのでありました。以上の事は陛下より私に御物語りに相成つたのであります。私の昭和十六年九月六日の日記、檢察側法廷證

一三五に記してあります。昭和十六年九月十一日、東條陸軍大臣が拜謁を終へてから私のところへ來られ、對米戦争準備の結果を話されました。これは檢察側法廷證一三八となつてゐる昭和十六年九月十一日附の私の日記のその部分に書いてあります。



昭和十六年九月六日の御前會議の決定に鑑み陸軍側は最悪の場合、即ち日米交渉が良結果に終了する見込みの無い場合に備へて、戦争準備の調査をして居りました。私は之等の交渉の結果を東條から聞きました。この戦争準備の詳細はどんなものであつたかはおもひおこせませんが當日の會談から戦争準備が進行中であると云ふ印象を受けたことを覚えてゐます。東條陸相は更に、陛下は進捗中の戦争準備に關する陸相の意見を聞召された際に、陛下は御前會議の際の御言葉によつて戦争忌避の思召は陸相に明かになつたものと御了解遊ばされて居たことを仰せられた旨を語りました。其際東條陸相は、陸軍では陛下の思召を十分體して、交渉妥結に極力努力をして居る旨を説明した様に私は憶へてゐます。東條陸相は、陸軍は同時に御前會議の決定に従ひ、相應なる戦争準備を爲す義務を負つてゐることを附言しました。檢察側法廷證一一三八には出て居りませんが、昭和十六年九月十一日の私の日記にありますやうに豊田外務大臣が日米和平交渉の経過を私に話し、その後私は之に關して陛下と御話をいたしました。

一 昭和十六年九月十一日  
 二 時 豊田外務大臣拜謁其後面談對米交渉ノ經過ナリ。二時五十五分ヨリ  
 三 時 四十分迄拜謁ス。

(一九五)

私は進行中の和平交渉により残さねない上、に努め、それに関する報告を聞くのを喜びました。重光大使は昭和十六年九月二十五日和平交渉の経過を私に語つてくれましたが、それは前日の私の日記（訂正済の檢察例法延證二二七九一に載つています）  
又同じ箇所を書いてありますが、私は陸軍参謀總長の上奏について報告を受けました。私は其の報告に就ては記憶がありません

(一九六)

昭和十六年九月二十六日近衛公が來室し、陸軍がどうしても一九四一年十月十五日に戦争を始めざる限りなら自分には自信がないから首相の職を辭めるより仕方がないと語りました。同公は自分の苦しい立場に同情してくれ、と訴られましたので、私は同公を責め次の上、に申しました。

「九月六日の御前會議を決定したのは君ではないかおれを其儘にして止めろと云ふことは無責任ぞ。そ、云ふことならおれの決定をやり直すことを提議しそれで軍部と意見が合はないと云ふのなら兎に角、此の儘では無責任ではなにか。」

當日の日記は右の會談（檢察側法廷證一一四一）に觸れていますが、私は會談の終るに當つて慎重に事を運ぶよう近衛公に注意を與えました。私の記憶している所では、同公は私の言葉にはつきり返答されませんでした。此會證が提出された時に速記録一〇二三〇頁に於て檢察側が述べて居る上つた戦争の可能性に就ては議論しなかつたと思ひます。

此の會證夫自身が檢察側の間違を物語つて居ります。

昭和十六年九月二十九日、陛下は米口が本口、南米、中米、其他から獲得出来るゴム、錫其他資源の調査方を私に命ぜられました。陛下は、當時の新聞に出ていた、アメリカの口力を過小に評價した宣傳的を報道を御心配になつておられました。陛下は、かゝる報道が口民を誤れる方向に導くことを憂慮せられました。そこで陛下は、ゴム其の他の實際の量を調査したいと思われましたのであります。同日、原議長は、時局は今や極めて重大になりつ、あるにも拘らず、今迄の御前會議は非常に、機械的であるから結局議案を原案のまま、で通過させるに過ぎない。故に會議の方法を改正しなければならぬ、との意見を私に述べられました。原氏は私に、重臣を御前會議に出席させて、その意見を開陳させ、問題を

(九)

充分に討議させる途はないものかと尋ねられました。それに對して、私も現在の方法に缺點を認めるが、改正案にも長所と短所とが有得るぞろっと答えました。假令改正案を實現することは難しくとも、私は慎重にそれについて考慮する旨を約束しました。原議長は、若し外交交渉が失敗した場合、戦争に關する決定は御前會議でされなければならぬからそれ故この案を提案をなした、と申しました。後で分る事通り、原議長のこの提案は昭和十六年十一月二十九日の會議に採用されました。原議長も私も、重臣達の慎重と總明とは着々と影響を與えるものと思ひました。

以上二つの事柄は昭和十六年九月二十九日の日記、檢察側書證一一四二にかいて述べています。

此の法廷證には證據として提出された時に檢察官が述べられた如き「戦争準備」と云ふ事は書いてありません。(速記録一〇二三—頁)

昭和十六年十月一日の私と鈴木企書院總裁との談話の大意は、遅々として持ちない口米外交關係の調整に二人とも頭を悩んでいるという事でありました。我々は戦争はどっしても避けなければならぬという點で意見が一致しました。この談話はその日の私の日記(檢察側法廷證二二八〇—)に述べてあります。